

川崎市子ども・子育て支援事業計画
「子どもの未来応援プラン」
中間評価シート

平成29年11月

【中間評価シートについて】

- 「子どもの未来応援プラン」の推進項目（143事業）について、平成27、28年度の主な取組の実施結果を記載する。
- 総合計画における指標（成果、活動）及び教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定している事業については、目標数値と実績数値を記載する。
- 上記の内容を踏まえ、中間年度評価として「平成27、28年度の進捗状況」を確認し、それについて「評価・今後の方向性」を設定する。
 - 現状のまま継続
 - 改善しながら継続
 - 事業規模拡大
 - 事業規模縮小
 - 事業廃止
- 平成30、31年度の主な取組内容を記載する。この内容をプラン見直しに反映させる。

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」記載内容

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容										
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
		プラン掲載内容	平成27年度 点検・評価結果報告書 の内容(1、2)		平成28年度 点検・評価結果報告書 の内容(1、2)		中間年度評価 (3)	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	平成30、31年度の 主な取組内容(4)	
○○資料配布数(単位:部)P○										
			27年度目標	-	28年度目標	○○	29年度目標		○○	
			27年度実績	○○	28年度実績	○○				

【中間評価結果について】

I（現状のまま継続）79事業、 II（改善しながら継続）49事業、 III（事業規模拡大）4事業、 IV及びVはなし。

「III（事業規模拡大）」の4事業

- ・「重点整備箇所への認可保育所の整備」P12、No44
- ・保育士の処遇改善を進める「働きやすい職場環境づくりの推進」P15、No57
- ・「延長保育事業の拡充と実施内容の充実」P16、No59
- ・「一時預かり事業の拡充と実施内容の充実」同、No60

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容											
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
1	かわさき子どもの権利の日事業	かわさき子どもの権利の日(11月20日)前後において、子どもの権利に関係する団体等と協働し、「かわさき子どもの権利の日(11月20日)をはじめとする子どもの権利に関する広報・啓発活動を実施します。	<p>□「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく施策を推進するとともに、子どもの権利に関する広報・啓発を実施します。</p>	<p>■「かわさき子どもの権利の日(11月20日、12月12日)」するとともに、各種研修会等への講師派遣事業を実施しました。また、子どもの権利への理解を広めるため、さまざまな世代に向けた広報・啓発を実施しました。(参加者数:548人)</p>	<p>□「かわさき子どもの権利の日(11月20日)」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・啓発を実施します。また、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定します。</p>	<p>■関係団体等との連携のもと「かわさき子どもの権利の日(11月20日)」を主催(平成28年12月4日)するとともに、各種研修会等への講師派遣事業を実施しました。(参加者数:861人) また、パンフレットや映像資料を活用し、子どもの権利への理解を広めるため、さまざまな世代に向けた広報・啓発を実施しました。「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の策定にあたっては、パブリックコメントにより多く意見を収集(304通、1,164件)、計画に反映しました。</p>	<p>「かわさき子どもの権利の日(11月20日)」は開催地区を毎回変えることで、いままでも広報の機会がなかった地域において効果的に広報を行うことができました。また、講師派遣事業の充実、多様な広報媒体の活用による普及・啓発を行い、子どもの権利の理解を深めることができました。子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。</p>	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	かわさき子どもの権利の日(11月20日)前後において、子どもの権利に関係する団体等と協働し、「かわさき子どもの権利の日(11月20日)をはじめとする子どもの権利に関する広報・啓発活動を実施します。また、平成31年度には「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定します。		
子どもの権利に関する広報資料配布数(単位:部)P.4											
			27年度目標	-	28年度目標	140,000以上	29年度目標			150,000以上	
			27年度実績	129,711	28年度実績	164,893					
2	人権尊重教育推進事業	「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校において権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を地域に広めます。	/	/	<p>□「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、各学校で子どもの権利学習に取り組むための補助教材を作成し、対象学年に配布します。また、子どもが暴力や権利侵害から身を守る方法を身につける参加型学習を行う小・中学校に、年間を通じて講師派遣を行います。</p>	<p>■「子どもの権利学習」に関する補助教材を児童生徒の発達段階に応じた内容で作成し、配布しました。また、子ども達が暴力や権利侵害から身を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小学校32校、中学校4校の合計36校で実施しました。なお、平成27年度は小学校31校、中学校1校(試行)で実施しました。</p>	<p>参加型学習の対象学年を小学校2～4年生までとしていたが、平成27年度に試験的に中学校1校で、平成28年度も継続して中学校で実施し、対象校を拡大しました。</p>	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	「子どもの権利学習」に関する補助教材を児童生徒の発達段階に応じた内容で作成し、配布します。また、子ども達が暴力や権利侵害から身を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小・中学校で実施します。		
3	人権オンズパーソン周知	子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンズパーソン相談・救済事業について、市民の理解と活用拡大を図るため、子ども・保護者・関係機関に向けた周知に努めます。	<p>□子どもが安心して気軽に相談できるよう、人権オンズパーソン制度の広報・啓発を行うとともに、子どもの権利侵害の特性に配慮したさまざまな相談窓口の紹介を行います。</p>	<p>■子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードを配布するなど、人権オンズパーソン制度の広報・啓発を行いました。また、子ども向け公式ホームページ「こどもページ」等を通じて、相談・救済機関の周知を行いました。(ホームページ閲覧回数:8,284回)</p>	<p>□子どもが安心して気軽に相談できるよう、人権オンズパーソン制度の広報・啓発を行います。</p>	<p>■子どもが安心して気軽に相談できるよう、学校を通して相談カードや保護者用チラシを配布するなど、人権オンズパーソン制度の広報・啓発を行いました。</p>	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止			人権オンズパーソン相談・救済事業について、市民の理解と活用拡大を図るため、子ども・保護者・関係機関に向けた周知を行いました。	

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果						
4	子どもの権利侵害の特性に配慮した相談・救済	ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるようさまざまな相談窓口を紹介するとともに、関係機関等と連携して、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談への対応及び救済を行います。			□子ども向け公式ホームページ「かわさき子どもページ」等による情報発信を通じて、子どもの相談窓口の周知と利用動向を図ります。	■「かわさき子どもページ」や「かわさき子どもの権利の日のつどい」のチラシに、子どもの相談窓口を掲載することで、相談・救済機関を周知し、利用を促進しました。	「かわさき子どもページ」等において相談窓口についての広報を行うとともに、情報更新を迅速かつ適切に行うことにより、相談・救済機関を効果的に周知し、利用を促進しました。		Ⅱ	「かわさき子どもページ」や「かわさき子どもの権利の日のつどい」のチラシに、子どもの相談窓口を掲載する等により、子どもの相談窓口の周知と利用動向を図ります。		
			「子どもページ」の閲覧回数(単位:回)P.4									
			27年度目標	-	28年度目標	12,000以上	29年度目標	13,000以上				
			27年度実績	8,284	28年度実績	7,391						
5	地域における教育活動の推進事業	地域における子どもの育ちと意見表明を促進するため、「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の活動を推進します。	□「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの参加や意見表明を促進します。	■地域における子どもの意見表明や自治的な活動を奨励するため、「川崎市子ども会議」(28回開催)と「行政区・各中学校区子ども会議」(71回開催)を開催するとともに、「地域教育会議」との連携を図りました。	□「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの参加や意見表明を促進します。	■地域における子どもの意見表明や自治的な活動を奨励するため、「川崎市子ども会議」(28回開催)と「行政区・各中学校区子ども会議」(25回以上開催)を開催するとともに、「地域教育会議」との連携を図りました。	市・行政区・中学校区の各子ども会議の活動を通して、子どもの意見表明の機会確保と自治的な活動の推進を行いました。		Ⅰ	「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの参加や意見表明を促進します。		
			「子ども夢パーク」の利用人数(単位:人)P.4									
6	子ども夢パーク事業	子ども夢パークは「子どもの権利条例」を具現化した施設であり、子どもが自らのままの自分でいられ、子どもが主体性を発揮して遊べる子ども夢パーク事業を推進します。	□「川崎市子どもの権利に関する条例」を具現化した「子ども夢パーク」において、子どもの自由な遊びの支援や各種イベント等を開催します。	■水遊びの中心のウォーター 슬라이ダーや編みハンモックなどの遊具を子どもや利用者とともに作るなど、子どもたちの「やってみよう」という気持ちを大切にしながら冒険遊び場(プレイパーク)事業を実施しました。また、野菜の苗植えや収穫イベント、クリスマスや新春などの季節に応じたイベントなどの他、文化・芸術・スポーツなどの各種講座等を開催しました。(利用人数:91,895人)	□「川崎市子どもの権利に関する条例」を具現化した「子ども夢パーク」において、子どもの自由な遊びの支援や各種イベント等を開催します。	■ウォーター 슬라이ダーや編みハンモックなどの遊具を子どもや利用者とともに作るなど、子どもたちの「やってみよう」という気持ちを大切にしながら冒険遊び場(プレイパーク)事業を実施しました。また、野菜の苗植えや収穫イベント、クリスマスや新春などの季節に応じたイベントなどの他、文化・芸術・スポーツなどの各種講座等を開催しました。(利用人数:88,544人)	川崎市子どもの権利条例を具現化する施設として、子どもが主体性を発揮して遊べるための各種事業の開催や支援を通して、子どもの参加、子どもの居場所づくりを促進しました。		Ⅰ	「川崎市子どもの権利に関する条例」を具現化した「子ども夢パーク」において、子どもが自らのままの自分でいられ、子どもが主体性を発揮して遊べるよう、子どもの自由な遊びの支援や各種イベント等を開催します。		
			「子ども夢パーク」の利用人数(単位:人)P.4									
			27年度目標	-	28年度目標	92,000以上	29年度目標	92,000以上				
			27年度実績	91,895	28年度実績	88,544						
7	青少年フェスティバル	青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。			□青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。	■企画・運営を行う青少年層の実行委員20人によって、年間を通してステージやゲームの内容等の企画・準備を進め、平成29年3月5日に川崎市とどろきアリーナにおいて青少年フェスティバルを実施し、9,328人が来場しました。また、当日は、運営スタッフとして、158人がボランティアとして参加しました。	青少年が社会参加を通じた達成感や自己有用感を得ることができ、次代の担い手育成の一助とすることができました。		Ⅱ	青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。		
			「子ども夢パーク」の利用人数(単位:人)P.4									
8	ふれあい館事業	互いの人権を尊重し合い、相互のふれあい交流を進めるため各種講座や行事を実施します。			□互いの人権を尊重し合い、相互のふれあい交流を進めるため各種講座や行事を実施します。	■川崎区に居住する深刻な生活課題を抱える多文化家族支援、外国人市民への通訳翻訳等、多言語情報発信事業や外国につながる子どもの学習支援事業の育成援助を行いました。	外国人市民や多文化家族などの生活課題を把握し、日常生活をする上でのサポートなど多様な事業に取り組みしました。		Ⅰ	互いの人権を尊重し合い、相互のふれあい交流を進めるため各種講座や行事を実施します。		
			「子ども夢パーク」の利用人数(単位:人)P.4									

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」

基本目標2 子育てを社会全体で支える環境づくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容											
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
9	男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進	「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市のあらゆる施設を積極的に活用し、男女平等についての理解を深める広報・啓発を行います。			川崎市男女平等推進週間(6月23日～29日)など、さまざまな機会を捉えて、チラシの配布や掲示、講座等を行い広報・啓発を推進します。	■週間にあわせて、第3庁舎、中原市民館、高津区役所、川崎市広報コーナーにて男女平等施策に係る展示を行いました。また広報チラシを作成し公共施設等で配架し啓発に努めました。 平成28年度から「すくらむ21まつり」を男女平等推進週間にあわせて開催し、2567人の参加がありました。	「男女平等かわさき条例」における「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、性別にかかわらず誰もが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、その認識が深められるよう男女平等推進週間などの機会を捉え、広報・啓発活動を推進しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	「男女平等推進週間」など様々な機会や市の施設等を積極的に活用し、男女平等についての理解を深めるための広報等を行います。 広報資料の作成に当たっては「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用します。	
10	男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援	子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、男女共同参画に対する意識啓発を推進します。			男女共同参画センター(すくらむ21)において男性の育児参加支援や父親のネットワークづくりを支援するための講座等を行います。	■男女共同参画センターが主催するイクメン研究所において「パパのための子育てサロン」を開催したほか、高津区との共催で「イクメン講座」を開催しました。	男女がともに仕事と生活のバランスがとれた生活が送れるよう、市民等と協働し、男性の育児参加に関する講座等を開催しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	
11	健全母性育成事業	思春期の男女に対して、母子保健の知識や男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を、学校と連携して推進します	□思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに小・中・高等学校に赴き、健康教育を実施します。	■保健師等の専門職が、小・中・高等学校に赴き、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに健康教育を実施しました。(参加者数:6,989人)	□思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに小・中・高等学校に赴き、健康教育を実施します。	■保健師等の専門職が、小・中・高等学校に赴き、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに健康教育を実施しました。(参加者数:6,070人)	思春期の男女に対して、母子保健の知識や男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を、学校と連携して推進しました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに小・中・高等学校に赴き、健康教育を実施します。	
12	両親学級	男性の育児参加を促進し、夫婦で子育てが楽しく行えるよう、男女共同参画に対する意識啓発を推進します。	□出産・育児への支援のため両親学級やプレパパ・プレママ教室を開催します。	■妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、両親学級(参加者延べ人数:10,266人)やプレパパ・プレママ教室(参加者数:532人)を開催しました。	□出産・育児への支援のため両親学級やプレパパ・プレママ教室を開催します。	■妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、両親学級(参加者数:5,013人(妊婦2,930人、父親2,076人、その他7人))を開催しました。(父親の参加率:41.4%(前年度:40.4%))また、就労中の妊婦のニーズに応えるため、土曜開催のプレパパ・プレママ教室(参加者数:488人)、日曜開催の両親学級(参加者数:166人)を開催しました。	男性の育児参加を促進し、夫婦で子育てが楽しく行えるよう、男女共同参画に対する意識啓発を推進しました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	出産・育児への支援のため両親学級やプレパパ・プレママ教室を開催します。	
			両親学級の参加者数(単位:人)P.7								
			27年度目標	-	28年度目標	6,300以上	29年度目標				6,300以上
			27年度実績	6,133	28年度実績	5,667					

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
13	子育て家庭に対するワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	子育て家庭に対するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。			□ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るため、市民向けのセミナーを開催します。	■「育休中、育休後ママのワークライフバランス講座」を2回、「新米パパ・ママ向けセミナー夫婦で子育てを楽しもう！」を1回開催しました。	子育て家庭に対するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図りました。	Ⅱ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るため、より効果的な内容を検討しながら、市民向けのセミナーを開催します。
14	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報の実施	近隣都府県と連携し、一斉定時退庁の取組の推進に向けたポスターの作成・掲示などを行い、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行います。			□近隣都府県と連携し、一斉定時退庁の取組の推進に向けたポスターの作成・掲示などを行い、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行います。	■一斉定時退庁の取組の推進に向けたポスターを220枚作成し、市民向けに掲示・配布を行いました。	近隣都府県と連携した一斉定時退庁の取組の推進に向けたポスターの作成などの広報活動を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図りました。	Ⅰ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	近隣都府県と連携し、一斉定時退庁の取組の推進に向けたポスターの作成・掲示などを行い、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行います。
15	川崎市労働情報の発行	情報誌「かわさき労働情報」により事業者に対する情報提供・啓発を行います。			□イクボス宣言や学生向けのアルバイトの労働条件等の特集記事を掲載しました。	■学生向けアルバイトの労働条件特集(6月号)・イクボス宣言についての特集(11月号)	情報誌「かわさき労働情報」に特集記事を掲載し、事業者に対して情報提供・普及啓発を行いました。	Ⅰ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	情報誌「かわさき労働情報」に特集記事を掲載し、事業者に対して情報提供・普及啓発を行います。
16	児童手当	中学校修了前の子どもを養育する家庭に対し、手当を支給することにより、経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定と子どもの健全な成長を支援します。			□対象者へ児童手当を支給します。	■対象者への児童手当・特例給付(公務員を除く)の支給(H28支給児童数194,717人)を行いました。	子どもを養育する家庭に児童手当・特例給付(公務員除く)の支給を行いました。	Ⅱ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	対象者への児童手当・特例給付(公務員を除く)の支給を行います。
17	児童扶養手当	父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭(ひとり親家庭)に対し手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の向上を図ります。ひとり親家庭等への支援の一環として、総合的な観点から経済的支援のあり方を検討します。			□国の制度改正により、第2子及び第3子以降加算額を増額します。	■平成28年度8月から国の制度改正によって第2子及び第3子以降の加算額を増額し、支給を行いました。(H28受給者総数6,560人)	当初の予定のとおり平成28年度中に国の制度改正が行われ、この増額を反映した手当支給を行いました。	Ⅱ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	対象者への児童扶養手当の支給を行います。また、ひとり親家庭支援の効果的な推進に向けて、児童扶養手当受給世帯に交付している市営バス特別乗車証交付事業を含めた施策全体の見直しを行います。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
18	小児医療費助成	小児に係る医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの健康保持と福祉の増進を図ります。通院医療費の助成対象について、小学校6年生までの拡大を目指します。2015(平成27)年度からは小学校2年生まで拡大し、2016(平成28)年度に小学校3年生まで段階的に拡大するための取組を進めます。制度の拡充にあたっては、制度の安定性・継続性に配慮し、検討を行います。	□子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、小児医療費助成制度の拡充を検討します。	■小児医療費助成制度の通院医療費助成について、平成27年4月に小学校1年生から2年生に拡大するとともに、平成28年4月から小学校2年生から3年生に拡大するための検討を行いました。また、小学校6年生までの拡大の検討について平成28年3月に策定した「川崎市総合計画第1期実施計画」や「行財政改革プログラム」への位置づけをしました。(助成対象者数:99,419人)	□子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、小児医療費助成制度の通院医療費助成の対象を小学校3年生に拡大します。また、小学校6年生への引上げに向けた検討を行います。	■小児医療費助成制度の通院医療費助成について、平成28年4月に小学校2年生から小学校3年生に拡大するとともに、平成29年4月に小学校3年生から小学校6年生まで拡大することとしました。新たに対象となる方約25,000人に対して、医療証を交付しました。(助成対象者数(平成29年3月末日時点:小学校3年生まで:107,987人)	取組の目標に掲げた通院助成の対象年齢の拡大について、実施することができました。また、制度の内容や医療のわかりやすさについて、市民にわかりやすい広報、周知を行いました。	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	子どもに係る医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの健康保持と福祉の増進を図ります。平成29年4月に小学校6年生まで通院医療費助成対象年齢を拡大した制度の運用状況について、分析及び検証を行うとともに、分析及び検証を踏まえて事業を推進します。		
			小児医療費助成事業における通院医療費助成対象年齢P.7								
			27年度目標	-	28年度目標	小学2年生⇒3年生				29年度目標	小学3年生⇒6年生
			27年度実績	小学1年生⇒2年生	28年度実績	小学2年生⇒3年生					
19	地域子育て支援センター事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちの支援など、地域の子育て支援機能の充実に努めます。	□地域の中で、親子が交流しながら遊べる場づくりや子育てに悩む家庭への相談・支援に向けて、「地域子育て支援センター事業」を推進します。	■市内53か所の「地域子育て支援センター」において、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	□地域の中で、親子が交流しながら遊べる場づくりや子育てに悩む家庭への相談・支援に向けて、「地域子育て支援センター事業」を推進します。	■市内53か所の「地域子育て支援センター」において、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	子育て親子の交流等を促進する地域の子育て支援拠点として、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちの支援などを行い、地域の子育て支援機能の充実に努めます。	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	地域の中で、親子が交流しながら遊べる場づくりや子育てに悩む家庭への相談・支援に向けて、「地域子育て支援センター事業」を推進し、地域の子育て支援機能の充実に努めます。		
			地域子育て支援センターを利用した子どもの人数(単位:人)P.41								
			27年度目標	-	28年度目標	279,000以上				29年度目標	279,000以上
			27年度実績	274,911	28年度実績	276,623					

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
20	ふれあい子育てサポート事業	地域における子育てや、仕事と育児の両立を支援するため、市民が相互に行う育児援助活動を通して支援する事業として、育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人との連絡、調整を行い、会員相互による育児援助活動を推進します。	□育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とをマッチングするなど市民が相互に行う援助活動を支援する「ふれあい子育てサポート事業」を実施します。	■市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、利用会員と子育てヘルパー会員の登録や利用にあたる援助内容等の調整を実施しました。また、子育て家庭のニーズへの対応としてヘルパー会員数を増やすため、ヘルパー研修を年4回実施しました。	□育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とをマッチングするなど市民が相互に行う援助活動を支援する「ふれあい子育てサポート事業」を実施します。	■市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、利用会員と子育てヘルパー会員の登録や利用にあたる援助内容等の調整を実施しました。また、子育て家庭のニーズへの対応としてヘルパー会員数を増やすため、ヘルパー研修を年4回実施しました。	ふれあい子育てサポート事業を実施し、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とのマッチングを行うことで、地域における子育てや、仕事と育児の両立を支援しました。		Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	利用促進に向けて、広報活動の強化とともに、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人との効果的なマッチングを進め、市民が相互に行う援助活動を支援する「ふれあい子育てサポート事業」を推進します。
			①ふれあい子育てサポート事業における子育てヘルパー会員平均登録者数(単位:人)P.7 ②ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数(単位:人)P.44							
			27年度目標	①- ②15,540	28年度目標	①790以上 ②15,952	29年度目標	①810以上 ②16,341		
			27年度実績	①777 ②15,779	28年度実績	①775 ②15,596				
21	こども文化センター事業 (88に再掲)	地域の社会資源としておおむね中学校区に1か所設置されている利便性を活かした施設の活用のあり方を検討し、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりを行うとともに、乳幼児から高齢者までの多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点として、機能の強化を図ります。	□「こども文化センター」において、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、本市の社会状況の変化や子ども・若者が抱える課題に対応するため、今後の施設のあり方等を検討します。	■市内59か所の「こども文化センター」(民間児童館を含む)を運営するとともに、多世代の交流促進に向け、藤崎・子母口の2か所において「老人いこいの家」との連携モデル事業を実施しました。また、子ども・若者を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築も踏まえながら、「こども文化センター」の今後のあり方を検討し、その結果を反映させるために次期指定管理期間を3年間としました。	□「こども文化センター」において、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、本市の社会状況の変化や子ども・若者が抱える課題に対応するため、今後の施設のあり方等を検討します。	■市内58か所の「こども文化センター」(民間児童館を含む)運営をすすめる中で、こども文化センターが地域のみまもりや多世代交流を促進するためのしくみづくりをするため、「老人いこいの家」との連携モデル事業を実施しました。また、こども・若者を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築も踏まえながら、「こども文化センター」のサービスの充実に向けた検討をしました。	地域包括ケアシステム構築に向けた取組を進める中で、こども文化センターが地域のみまもりや多世代交流を促進するためのしくみづくりをするため、「老人いこいの家」との連携モデル事業を実施しました。また、こども文化センターの今後の運営のあり方等を踏まえた検討を進めてきました。		Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	引き続き、老人いこいの家との連携モデル事業を実施するとともに、こども文化センターのあり方の検討結果を踏まえ、様々な世代が集まる居場所や地域人材の育成と活動の場の提供、関係機関との連携などの機能を強化を進めてまいります。
22	青少年指導員への支援 (141に再掲)	地域における青少年の健全育成の推進を担うことを目的として設置している青少年指導員に対し、区青少年指導員連絡協議会の活動に対する支援や、青少年指導員の資質向上のための研修を開催するなど、青少年にとって望ましい育成環境づくりを推進します。			□青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	■青少年指導員連絡協議会に対する助成や動画配信等の広報を行い、声掛けパトロール等の青少年指導員活動に対する支援を充実させることができました。また、青少年指導員に対する研修事業を市及び区ごとに実施し、指導員の資質向上を図ることができました。	青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図ることで、青少年の健全な育成環境づくりを推進することができました。		Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
23	青少年育成連盟への支援 (90に再掲)	子ども会連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成されている川崎市青少年育成連盟の活動を支援します。また、構成団体が実施する各種行事等への協力や、ジュニアリーダー等の養成を行い、青少年が地域の中でさまざまな大人に見守られながら健やかに成長していけるための地域づくりを進めます。			□川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの養成や青少年の健全な育成を推進します。	■青少年育成連盟実施の中高校生リーダー研修を支援したほか、子ども会と連携し、ジュニアリーダー養成研修を実施しました。また、青少年育成連盟に対する助成や、広報活動への支援等により、団体活動の活性化と団体相互の連携を進め、青少年の健全な育成を推進することができました。	青少年育成連盟及び構成団体の活動の活性化を図ることで、次代を担うリーダーの養成や、青少年の健全な育成を推進することができました。		Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの養成や青少年の健全な育成を推進します。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
24	区役所を拠点とした子育て支援のネットワークの充実	子育て支援に関わる関係機関・団体とのネットワーク会議を開催するほか、「新たな公立保育所」の「地域の子ども・子育て支援」の機能等を活用し、地域で活躍するさまざまなグループや団体の連携の強化・地域ネットワークの充実を図り、地域が主体となった子育て支援事業を推進します。	□地域の子育て支援活動団体と行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、必要な支援につながる環境づくりを進めます。	■地域の子育て支援活動団体や関係機関、行政との連携を深めるため、こども支援ネットワークに関する会議を開催するとともに、身近な地域で民生委員児童委員、主任児童委員との連携やボランティア活動等を通して、子育て家庭に寄り添える地域人材の育成を図りました。	□地域の子育て支援活動団体と行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、必要な支援につながる環境づくりを進めます。	■地域の子育て支援活動団体や関係機関、行政との連携を深めるため、こども支援ネットワークに関する会議を開催するとともに、身近な地域で民生委員児童委員、主任児童委員との連携やボランティア活動等を通して、子育て家庭に寄り添える地域人材の育成を図りました。	地域みまもり支援センターが設置されたことで行政内部の連携をより図りながら、ネットワーク会議の開催や「新たな公立保育所」の「地域の子ども・子育て支援」の機能を活用し、地域が主体となった子育て支援事業を推進しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	地域の子育て支援活動団体と行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、必要な支援につながる環境づくりを進めます。
25	子育て支援に関わる地域グループの育成支援	子育てサロンや、地域の子育てグループとの交流会の開催など、活動支援を行い、子育て支援に関わる地域グループの育成支援を図ります。			□子育てサロンや地域の子育てグループなど、地域グループの活動や、グループの育成を支援します。	■子育てサロンや地域の子育てグループなど、地域の子育てのニーズに沿った活動を支援するとともに、子育て支援に関わる地域グループの育成支援を図りました。	子育てサロンや、地域の子育てグループなどと定期的に交流会を開催し、活動支援や地域グループの育成支援を行いました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	子育てサロンや地域の子育てグループなど、地域グループの活動や、グループの育成を支援します。
26	地域の子育て支援を担う人材の育成支援	地域において、子ども・子育て支援に興味のある市民を対象とした、子育て支援に関するさまざまな講座や研修を行い、地域の子育て支援を担う子育て支援者を養成するなど、地域の人材の育成支援を行います。			□地域において、子ども・子育て支援に興味のある市民を対象にさまざまな講座や研修を行い、地域の子育てを担う人材育成を支援します。 □「子育て支援員」を養成し、地域の人材の育成支援を行います。	■地域で子ども・子育て支援に興味のある市民を対象にさまざまな講座や研修を行い、地域の子育てを担う人材育成を支援しました。 ■「子育て支援員」を養成し、地域の人材の育成支援を行いました。	地域において、子ども・子育て支援に興味のある市民を対象に、さまざまな講座や研修を行い、地域の子育て支援を担う子育て支援者を養成し、地域の人材の育成支援を行いました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	地域において、子ども・子育て支援に興味のある市民を対象にさまざまな講座や研修を行い、地域の子育てを担う人材育成を支援します。 「子育て支援員」を養成し、地域の人材の育成支援を行います。
27	地域の交流支援	土曜日等に各種講座やイベントを開催し、父親同士や家族間の交流支援、父親の育児参加の促進等を図ります。			□土曜日等に講座やイベントを開催するほか、地域のサロンやさまざまなグループが行うイベント等に協力します。	■土曜日等に各種講座やイベントを開催し、平日は参加しづらい市民も含めた父親同士や家族間の交流を支援し、父親の育児参加の促進を図りました。	地域のニーズに合わせて、土曜日等にも講座やイベントを開催するとともに、地域のサロンやさまざまなグループが行うイベント等に協力しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	地域のニーズに合わせて、土曜日等にも講座やイベントを開催するとともに、地域のサロンやさまざまなグループが行うイベント等に協力します。
28	地域の子ども・子育て活動支援助成モデル事業	地域と連携して日常的に小学生の健全育成のための活動を行う団体の取組を育成するため、区と連携しながらモデル事業を行います。			□川崎市子ども・若者ビジョンの具現化に向け、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全かつ安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られるよう、地域と連携して、日常的かつ継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体を支援します。	■子ども・若者ビジョンの具現化に向け、地域と連携して子どもの健全育成に資する活動を行う団体の育成等を図るため、子ども食堂や学習支援事業等の様々な分野で活動する18団体に対する支援を行いました。	地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全かつ安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られるよう、仕組みづくりを推進しました。	II I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	川崎市子どもの貧困対策に関わる基本的な考え方を踏まえ、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全かつ安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られるよう、地域と連携した取組を支援します。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
29	区役所における保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実	多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、地域における教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)や地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)、川崎認定保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。			<p>□多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。</p> <p>■市及び各区において「子育てガイドブック」や「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」等を作成するとともに市ホームページの認可外保育施設の空き情報を定期的に更新するなど情報発信をしました。また、利用案内説明会や相談会を開催しました。(開催回数:284回、参加人数:2,370人、7区合計)さらに、平日夜間及び土曜日に区役所窓口を開設し、平日の日中に来庁できない方へ利用相談を実施しました。(12日間、相談件数:延べ131件)</p>	<p>多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、市及び各区において、保育所等の利用申請前からアフターフォローに至るまで、きめ細やかな相談・支援を実施しました。</p>	<p>Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止</p>	<p>多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。また、情報提供にあたっては、区役所窓口において、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、タブレット端末やホームページの活用、「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。</p>	
30	子育て情報の発信	子育てに役立つ身近な情報を、子育て親子に的確に届けるため、全市版の子育てガイドブックや、各区版の子育て情報誌の作成、子育て応援ナビによる情報発信など、多様な方法による情報提供を行います。	<p>□子育て家庭のニーズに的確に対応するため、多様な手法を使った情報提供を行うとともに、市民に身近な場所において、子ども・子育て支援に関する情報提供や地域の仲間づくりなどの相談支援を行います。</p>	<p>■市及び各区において「子育てガイドブック」や子育て情報誌を作成するとともに、「子育て応援ナビ」(市ホームページ)等による情報発信を行いました。また、保育所やこども文化センター、地域子育て支援センターなど市民にとって身近な場において子ども・子育て支援に関する相談・情報提供を行いました。</p>	<p>□子育て家庭のニーズに的確に対応するため、多様な手法を使った情報提供を行います。</p> <p>■市及び各区において「子育てガイドブック」や子育て情報誌を作成するとともに、「子育て応援ナビ」(市ホームページ)等による情報発信を行いました。</p>	<p>子育てに役立つ身近な情報を子育て親子に的確に届けるため、全市版の子育てガイドブックや、各区版の子育て情報誌の作成、子育て応援ナビによる情報発信など、多様な方法による情報提供を行いました。</p>	<p>Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止</p>	<p>子育て家庭のニーズに的確に対応するため、使いやすさ、見やすさに配慮し、多様な手法を使った情報提供を行います。</p>	
31	地域の場を活かした相談支援	こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど、市民にとって身近な場所において、子ども・子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てや地域の仲間づくりなどの相談支援を行います。			<p>□こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど市民に身近な場所で、子ども・子育て支援に関するさまざまなイベント等を行い、子育てや地域の仲間づくりなどの相談支援を行います。</p> <p>■こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど市民に身近な場所で、子ども・子育て支援に関するさまざまな講座やイベントを連続して実施し、子育ての相談支援を行ったり地域の仲間づくりを支援しました。</p>	<p>こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど、市民に身近な場所で、子ども・子育て支援に関するさまざまな講座やイベントを通じた情報提供を行い、子育てや地域の仲間づくりなどの相談支援を行いました。</p>	<p>Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止</p>	<p>こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど市民に身近な場所で、子ども・子育て支援に関するさまざまなイベント等を行い、子育てや地域の仲間づくりなどの相談支援を行います。</p>	

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果						
32	乳児家庭全戸訪問事業	親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう、乳児家庭を地域の訪問員等が訪問し、地域の子育て支援情報の提供等を行う「こんにちは赤ちゃん事業」等の充実を図るとともに、生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を目指します。	□親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう、保健師等による「新生児訪問」や地域とのつながりをつくり身近な子育て支援に関する情報提供などを行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。	■訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、親子の健康状態の把握や育児相談を行う「新生児訪問」を実施するとともに、地域とのつながりをつくるため、地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て情報をお届けする「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施しました。（訪問数：13,847件）	□親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう、保健師等による「新生児訪問」や地域とのつながりをつくり身近な子育て支援に関する情報提供などを行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。	■訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、親子の健康状態の把握や育児相談を行う「新生児訪問」を実施するとともに、地域とのつながりをつくるため、地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て情報をお届けする「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施しました。（訪問数：13,299件）	親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう「こんにちは赤ちゃん事業」等の充実を図るとともに、生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を推進しました。	Ⅱ	Ⅰ．現状のまま継続 Ⅱ．改善しながら継続 Ⅲ．事業規模拡大 Ⅳ．事業規模縮小 Ⅴ．事業廃止	親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう、保健師等による「新生児訪問」や地域とのつながりをつくり身近な子育て支援に関する情報提供などを行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。		
			「こんにちは赤ちゃん訪問」等の実施率（単位：％）P.7									
			27年度目標	-	28年度目標	100					29年度目標	100
			27年度実績	92.2	28年度実績	91.5						
33	新たな公立保育所「地域の子ども・子育て支援」の機能	「新たな公立保育所」では地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充、及び保護者・子ども相談支援機能の拡充を図ります。	□「新たな公立保育所」においては、保育の質の向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家庭への機能を充実します。また、医療的ケアが必要な子どもの受け入れに向け、保育の体制整備を検討します。	■「新たな公立保育所」における支援を必要とする民間保育所への支援、地域の子ども・子育て支援に取り組むとともに、医療的ケアの必要な子どもの受け入れ体制の整備を検討し、センター園における平成28年4月からの受け入れを開始しました。	□「新たな公立保育所」においては、保育の質の向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家庭への機能を充実します。また、医療的ケアの必要な子どもの受け入れを行います。	■「保育の質ガイドブック」を作成し、民間保育所への支援機能を強化するとともに、市内保育関係施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。（研修参加者：延べ4,948人、公開保育参加者：延べ707人） また、在宅で子育てする家庭に対しては、保育所の園庭開放や各種講座を通して相談機能の強化を図りました。医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを、2か所のセンター園で実施しました。	□地域の子育て相談、情報発信を担う機能拡充及び保護者・子ども相談支援機能を拡充するため、市及び各区保育総合支援担当できめ細やかな相談・支援を実施しました。	Ⅱ	Ⅰ．現状のまま継続 Ⅱ．改善しながら継続 Ⅲ．事業規模拡大 Ⅳ．事業規模縮小 Ⅴ．事業廃止	平成29年3月に作成した「保育の質のガイドブック」を活用し、民間保育所等への支援機能を強化し、保育の質の向上を図るとともに、地域の子ども・子育て支援の取組を拡充します。また、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを7か所のセンター園で実施していきます。		
			「新たな公立保育所」においては、保育の質の向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家庭への機能を充実します。また、医療的ケアが必要な子どもの受け入れに向け、保育の体制整備を検討します。									

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」

基本目標3 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容												
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果						
34	私立幼稚園に対する助成事業	質の高い幼児教育を推進するために、特別支援教育事業、子育て支援事業、預かり保育事業等の事業を実施する市内の私立幼稚園に対し、必要な経費の助成や、幼児教育相談員の巡回等を実施し、教育の充実に積極的に取り組む幼稚園への支援を行います。 また、「子ども・子育て支援新制度」による施設型給付を幼稚園、認定こども園に対し給付するとともに、教育・保育の質の向上のために、国における質の改善を踏まえながら、運営水準の向上を図ります。	□国の幼児教育無償化の動向や他都市の状況に留意しながら、適切な補助水準及び保育料の設定を検討します。	■幼児教育無償化や他都市の状況などを踏まえ、「教育標準時間認定保育料金額表」の階層の細分化と一部階層の増額を検討しました。	□国の幼児教育無償化の動向や他都市の状況に留意しながら、補助水準及び保育料を適切に設定します。	■幼児教育無償化や他都市の状況などを踏まえ、「教育標準時間認定保育料金額表」の階層の細分化と一部階層の増額を実施しました。	市内の私立幼稚園に対し、必要な経費の助成や、幼児教育相談員の巡回等を実施し、幼稚園への支援を継続して行いました。 国の示す幼児教育の段階的無償化の方向性を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」における、教育標準時間認定保育料金額表等の適正な見直しを実施しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	国の幼児教育無償化の動向や他都市の状況に留意しながら、補助水準及び保育料を適切に設定します。		
35	私立幼稚園保育料補助事業	私立幼稚園に園児を通園させる保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	□私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	■私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に、保育料補助を実施しました。(助成児童数: 22,167人)	□私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に対し、経済的負担の軽減を図るために、保育料の一部を助成します。	■私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に、保育料補助を実施しました。(助成児童数: 21,049人)	私立幼稚園に園児を通園させる保護者に対し、継続して保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。 国の示す幼児教育の段階的無償化の方向性を行い、助成を行いました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	国の幼児教育無償化の動向を踏まえ、私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に対し、経済的負担の軽減を図るために、保育料の一部を助成します。		
			幼稚園の保育料補助の助成児童数(単位:人)P.11									
			27年度目標	-	28年度目標	21,060					29年度目標	21,060
			27年度実績	22,167	28年度実績	21,049						
36	幼児園保育料補助事業	幼児園(幼稚園類似の幼児教育施設)で、市が認定する施設)に園児を通園させる保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。			□幼児園に子どもを通わせる保護者に対し経済的負担の軽減を図るために、保育料の一部を助成します。	■幼児園に子どもを通わせる保護者に、保育料補助を実施しました。(助成児童数: 544人)	幼児園(幼稚園類似の幼児教育施設)で、市が認定する施設)に園児を通園させる保護者に対し、経済的負担の軽減を図るために、継続して保育料を補助しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	幼児園に子どもを通わせる保護者に対し経済的負担の軽減を図るために、保育料の一部を助成します。		
37	幼児教育への支援	幼児教育に携わる幼稚園教諭、保育士等を対象とした講座や研修を実施することにより、幼児教育の充実を図ります。			□幼児教育の充実のために幼稚園教職員からの相談に対し、個別具体的に助言するなどして幼児教育相談を実施します。	■幼児教育相談員による巡回相談を実施しました。(相談実績回数: 144回)	各幼稚園教職員の相談に応じ、幼児教育の充実を図るために、幼児教育相談員による巡回相談を実施しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	幼児教育の充実のために幼稚園教職員からの相談に対し、個別具体的に助言するなどして幼児教育相談を実施します。		

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容			
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果						
38	認定こども園整備事業	認定こども園への移行を進めるため、必要な整備を計画的に行います。	□多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行を促進します。	■計画に基づき、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(実施園:2園)	□多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行を促進します。	■幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(新規実施園:1園)	認定こども園への移行に必要な整備を順次行い、また各幼稚園の実情に合わせて個別に説明を行い、移行を促進しました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、各幼稚園の実情に合わせて個別に説明を行うなどして、さらにより計画的に移行を促進します。		
			認定こども園移行施設数(うち幼保連携型)(単位:か所)P.32									
			27年度目標	2(1)	28年度目標	7(3)					29年度目標	15(7)
			27年度実績	2(1)	28年度実績	1(0)						
39	認定こども園保育士等資格取得支援事業	認定こども園における保育教諭は、幼稚園教諭と保育士資格両方の免許・資格を有するものとされていることから、有していない資格取得の支援を推進します。	/	/	□認定こども園に在籍する職員の資格取得支援のため川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金の交付を実施します。	■川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金の交付を実施しました。(補助対象人数:3人)	認定こども園における保育教諭を確保するため、有していない資格の取得について、継続して支援しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	認定こども園に在籍する職員の資格取得支援のため川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金の交付を継続します。		
40	長時間預かり保育事業	保育所の開所時間と同等の運営を実施するとともに、認定こども園への移行を前提とした幼稚園における一時預かり・長時間預かり保育事業を推進します。	□幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における一時預かり・長時間預かり保育事業を推進します。	■市内幼稚園及び認定こども園12園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。また、2園において幼稚園長時間保育支援事業を実施しました。	□幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における一時預かり・長時間預かり保育事業を推進します。	■市内幼稚園及び認定こども園21園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。	認定こども園への移行を前提とした幼稚園に対し、長時間預かり保育事業に対する助成を実施しました。一時預かり事業の補助単価に市加算を実施するなど、実施園の拡充を図りました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における一時預かり・長時間預かり保育事業を推進します。さらにより一時預かり事業の補助単価に市加算を実施するなど、実施園の拡充及び預かりの長時間化・通年化を図ります。		
			①幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数(単位:人)P.42 ②幼稚園の一時預かり実施園数(単位:園)P.11									
			27年度目標	①252,214 ②-	28年度目標	①249,904 ②27	29年度目標				①247,594 ②40	
			27年度実績	①102,692 ②12	28年度実績	①154,073 ②21						
41	校長・園長連絡会等の実施	小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会、教諭や保育士等実務担当者の連絡会等を通じ、さまざまなネットワークにより幼保小の連携を図ります。	/	/	□小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会や実務担当者の連絡会の開催、幼保小の職員による相互の施設体験などを通じ、幼保小の連携を図ります。 □発達連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的に、校長・園長連絡会や幼保小実務担当者会議等を実施し、連携強化を図ります。	■小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会や実務担当者の連絡会の開催、幼保小の職員による相互の施設体験などを通じ、幼保小の連携を図りました。 ■連絡会等を実施することで、幼保小の連携の在り方や必要性、地域の課題について明らかにでき、共通認識を深めました。	小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会、教諭や保育士等実務担当者の連絡会等を通じ、さまざまなネットワークにより幼保小の連携を図りました。 小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会や実務担当者連絡会等を各区保育総合支援で企画・実施し、情報交換等を行い連携強化を図りました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会、教諭や保育士等実務担当者の連絡会等を通じ、さまざまなネットワークにより幼保小の連携を図ります。		
42	各小学校における園児・児童の交流	幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるような取組を推進します。	/	/	□幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるように取組みます。 □幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるような取組を推進します。	■幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるように取組みました。 ■小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、子ども一人一人が安心して就学を迎えられるような取組を行いました。	小学校行事への幼稚園・認定こども園・保育所年長児の参加等を通じて、児童と園児が交流し、安心して就学を迎えられるよう取組を進めました。 幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるような取組を推進しました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるような取組を推進します		

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
43	就学に向けたリーフレット等の作成・配布	幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図ります。			幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図ります。	幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図りました。	幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図りました。	Ⅱ	幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図ります。	
44	重点整備箇所への認可保育所の整備(70に再掲)	認可保育所の整備は、待機児童解消への期待感により新たに掘り起こされる保育需要や、引き続き大規模住宅開発等により保育需要の急増が見込まれる地域の状況を見極め、必要とされる場所に的確かつ効果的に整備を行い、待機児童解消の継続を図っていきます。 整備地域の選定にあたっては、教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)や地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)、川崎認定保育園等の入所や空き状況、入所保留者の地域(町丁)別、児童年齢別、ランク別件数等の把握・分析を行い、保育需要が見込まれる重点整備地域の絞り込みを行います。また、保育所等に適した物件の掘り起こしが課題となっていることから、保育所等の整備に向けては、区役所とこども本部が連携しながら、対応を図ります。	□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要な量の整備を推進します。	■平成28年4月に向けて、認可保育所の整備により1,380人、公立保育所の民営化により75人、小規模保育事業所の整備により72人の合計1,527人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。	□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要な量の整備を推進します。	■平成29年4月に向けて、認可保育所の整備により1,320人、公立保育所の民営化により45人、既存保育所の増改築により25人、小規模保育事業所の整備により110人の合計1,500人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。	市内52か所の認可保育所の整備等により2,845人、市内10か所の小規模保育事業所の整備により182人の合計3,027人の入所枠を確保し、当初計画を上回る定員枠を確保した結果、平成29年4月に待機児童を解消しました。	Ⅲ	待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要な量の整備を推進します。	
			認可保育所の定員枠の拡大(単位:人)P.32							
			27年度目標	1,385	28年度目標	1,295	29年度目標			850
			27年度実績	1,455	28年度実績	1,390				
45	小規模保育事業所の整備(71に再掲)	小規模保育事業所については、面積的に認可保育所の整備が困難な既存市街地においても重点的に柔軟な整備がしやすいことから、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進していきます。			□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進します。	■平成29年4月に向けて、認可保育所の整備により1,320人、公立保育所の民営化により45人、既存保育所の増改築により25人、小規模保育事業所の整備により110人の合計1,500人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。	市内52か所の認可保育所の整備等により2,845人、市内10か所の小規模保育事業所の整備により182人の合計3,027人の入所枠を確保し、当初計画を上回る定員枠を確保した結果、平成29年4月に待機児童を解消しました。	Ⅱ	待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、保育需要の高い市街地等を中心に重点的に整備が必要な地域として指定し、効果的な整備を推進します。	
46	横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備(72に再掲)	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」(2014(平成26)年10月27日締結)に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補充し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めます。	□「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」に基づき、保育需要が双方に補充し合える土地等に、保育所の共同整備を進めます。	■横浜市との連携協定に基づき、保育所の共同整備を実施し、平成28年4月に「幸いづみ保育園」(定員90人)を開所しました。	□「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」に基づき、保育需要が双方に補充し合える土地等に、保育所の共同整備を進めます。	■横浜市との連携協定に基づき、保育所の共同整備を実施し、平成29年4月に「尻手すきっぷ保育園」(定員59人)を開所しました。	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補充し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めました。	Ⅰ	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」に基づき、保育需要が双方に補充し合える土地等に、保育所の共同整備を進めます。	

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
47	川崎認定保育園における受入枠の確保(73の再掲)	本市独自の認可外保育事業である川崎認定保育園については、一定の受入枠を継続して確保するとともに、保護者の保育料負担軽減を実施します。	<p>□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策として、「川崎認定保育園」の制度を実施するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を促進します。また、園児の保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>■本市独自の待機児童対策として推進する川崎認定保育園(利用児童数:4,384人)やおなかま保育室(利用児童数:131人)からの認可化及び小規模保育事業への移行(実施園:8園)を進めるとともに、川崎認定保育園に園児を通わせる保護者に対して、保育料補助を実施しました。(助成児童数:4,171人)</p>	<p>□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策として、「川崎認定保育園」の制度を実施するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を促進します。また、園児の保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>■平成29年4月に向けて、本市独自の待機児童対策として推進する川崎認定保育園からの認可化及び小規模保育事業への移行(実施園:8園)を進めました(川崎認定保育園利用児童数:4,360人)。また、川崎認定保育園に園児を通わせる保護者に対して、保育料補助を実施しました(助成児童数:5,077人)。</p>	<p>□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策である川崎認定保育園の認可化及び小規模保育事業への移行を促進するとともに、川崎認定保育園に在園させている保護者に対して保育料補助を実施し、経済的負担の軽減を図りました。</p> <p>【移行数】</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> 認可化 4件 小規模保育事業へ移行 4件 *平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> 認可化 5件 小規模保育事業へ移行 3件 	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、今後も川崎認定保育園利用者に対し、保育料補助を継続的に実施することにより、保護者の負担軽減と川崎認定保育園の安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、持続可能な範囲で保育従事者の処遇を改善するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく施設の認可化や小規模保育事業への円滑な移行を推進し、引き続き保育の質の向上を促進します。
「川崎認定保育園」の保育料補助助成児童数(単位:人)P.11										
			27年度目標	-	28年度目標	4,171	29年度目標	4,171		
			27年度実績	4,171	28年度実績	5,077				
48	「新たな公立保育所」の老朽化対策と機能強化の推進	建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を早期に切り分け、総合的な老朽化対策を推進するとともに、建替えについては、「新たな公立保育所」の機能や役割を果たすために民間資金を活用した新たな手法を含め、効率的に進めます。	/	/	□公立保育所の老朽化対策を推進します。	<p>■大島・大島乳児保育園の移築基本設計及び生田・生田乳児保育園の改築基本計画策定業務を行いました。</p> <p>■夢見ヶ崎保育園の移転については、基本設計時に費用対効果等の精査を行い、事業中止の判断をしました。</p>	<p>・センター園7園の内、1園(大島・大島乳児保育園)の基本設計を完了。</p> <p>・プランチ園14園の内、1園(生田・生田乳児保育園)の基本計画を策定。</p>	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	公立保育所の老朽化対策を推進します。
49	公立保育所の民営化	公表済みの公立保育所8か所の民営化を2016(平成28)年4月に4か所、2017(平成29)年4月に4か所と、それぞれ進めていくとともに、今後民営化を予定している公立保育所についても、2021(平成33)年4月を目途に、適切な手法を見極めながら、民営化を推進します。	/	/	□公立保育所の民営化を4か所実施します。	<p>■平成29年4月に向けて、4か所5園(渡田、橋、向丘・向丘乳児、東中野島)の民営化を推進しました。</p>	平成28年4月に4か所4園、平成29年4月に4か所5園の民営化を実施しました。	II	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	残る民営化対象である公立保育所の民営化を実施します。
50	指定管理の公立保育所の民設民営化	建物が単体施設の場合は、建物・工作物を有償譲渡し土地は無償貸付することを原則として、建物が複合施設の場合は、建物も土地も無償貸付することを原則として、民設民営化の取組を進めます。	/	/	□公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設化を推進します。	<p>■平成29年4月に向けて、公設民営保育所4か所5園(塚越、小田中・小田中乳児、たちばな中央、くじ)の建物の有償譲渡又は無償貸付による民設民営化を行いました。</p>	<p>・公設民営保育所4か所5園の建物の有償譲渡又は無償貸付による民設民営化を行いました。</p>	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	指定管理期間の終了にあわせ、公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設化を推進します。
51	民間保育所の老朽化対策の推進	民間保育所の改築については、運営法人と調整を図りながら、適切な時期に実施できるよう検討を進めます。	/	/	□民間保育所の老朽化対策を推進します。	<p>■老朽化が進んだ井田保育園の改築を法人が実施するにあたり、仮設園舎リース料への補助金を交付しました。</p>	<p>・老朽化対策が必要な民間保育園の内、1園(井田保育園)について、改築する際の仮設園舎リース料への補助金を交付しました。</p>	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	民間保育所の老朽化対策を推進します。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
52	「新たな公立保育所」の推進 (75に再掲)	各区に3か所設置する「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。			□「新たな公立保育所」において、実践的な知識や保育技術を民間事業者と共有し支援するとともに、公民合同の保育所職員研修を実施します。	■市内保育関係施設向けに課題別研修や公開保育の実施及び小規模保育所等でデリバリ―講座を実施し保育人材を育成しました。(研修参加者:区2,616人市2,332人 公開保育707人)	「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成しました。	Ⅱ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	各区に3か所設置した「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。	
			公立保育所職員研修の参加者数(単位:人)P.11							
			27年度目標	-	28年度目標	2,800以上	29年度目標			3,000以上
			27年度実績	2,830	28年度実績	2,850				
53	地域型保育事業に対する運営支援の確保	地域型保育事業について、連携施設の設定を調整し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。また、幼稚園の長時間預かり保育事業や認定こども園への移行の推進により、3歳以降の教育・保育施設の入入れ枠の拡大を図るとともに、3歳以降の入所調整における優先利用の仕組みを検討し、保育の継続性の確保に努めます。			□地域型保育事業における受入児童数を拡大します。	■地域型保育事業について、連携施設の設定を調整し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行いました(設定数:小規模保育事業10件、家庭的保育事業1件)	地域型保育事業について、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設の設定を調整し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行いました。 【設定数】 ・平成27年度 ・小規模保育事業 11件 ・事業所内保育事業 2件 ・平成28年度 ・小規模保育事業 10件 ・家庭的保育事業 1件	Ⅰ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	地域型保育事業における、小規模という事業特性を踏まえ、協力施設や幼稚園等との連携を強化し、3歳到達児の受入先を確保しながら、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を継続します。	
					□保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。	■保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等331施設に対し実地または書面による指導監査を実施し、保育の質の向上に努めました。	保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園について、監査基準を作成し、実地または書面による指導監査を年1回以上、実施しました。また、施設数の増加や多様な運営主体の参画等に対応するために、安定的かつ継続的な運営の確保に向け、監査体制の充実を図りました。			
54	指導監査の充実	新たに創設された地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)についても、認可保育所と同様に、指導監査の項目を検討するとともに、年1回以上の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。また、認可外保育施設等についても、立入による指導監督の充実を図り、保育の質の向上に努めます。			□保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。	■保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等331施設に対し実地または書面による指導監査を実施し、保育の質の向上に努めました。	保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園について、監査基準を作成し、実地または書面による指導監査を年1回以上、実施しました。また、施設数の増加や多様な運営主体の参画等に対応するために、安定的かつ継続的な運営の確保に向け、監査体制の充実を図りました。	Ⅱ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。さらに、施設給付費等に係る処遇改善等加算について、支給の適正化を図ることを目的とした調査や分析を新たに行い、保育所における適正な処遇改善につながる監査体制を構築します。	
55	「福祉サービス第三者評価」等の推進	これまで実施してきた認可保育所における福祉サービス第三者評価の受審のさらなる促進を図るとともに、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)における評価(自己評価・外部評価)の仕組みを検討し、評価の実施や結果の公表の促進に努めます。			□事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が調査を行い、事業者の提供する保育サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価することで、問題点等を把握し、保育サービスの質の向上を図ります。また、利用者の適切なサービス選択に資するための情報として、評価結果を公表します。	■民間保育所23園に対し、第三者評価の受審助成を行い、評価結果の公表及び保育サービスの質の向上を図りました。 ■地域型保育事業における第三者評価の実施手法について整理を行い、平成29年度から受審が進むよう周知を図りました。	□各年度における評価の受審促進や結果の公表を適正に行い、利用者への情報提供及び保育の質の向上に取り組みしました。 ・平成27年度実施園…32園 ・平成28年度実施園…23園	Ⅰ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	これまで実施してきた認可保育所における福祉サービス第三者評価の受審のさらなる促進を図るとともに、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)についても、評価の実施や結果の公表の促進に努めます。	

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
56	保育士確保事業の推進と人材育成	保育士確保にあたっては、県内の自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」や保育士養成施設との連携を強化し、就職相談会や就職支援セミナーを開催します。特に、潜在保育士に対しては、保育現場から離れている不安を解消するため、保育所での実習等の実践的な研修の機会を提供し、円滑な再就職を支援します。 また、地域型保育事業や認可外保育施設に勤務する保育従事者に対しても、研修の機会を提供するとともに、保育士資格取得支援の充実を図り、認可保育所や小規模保育事業への移行を支援します。	□保育士確保策として、「かながわ保育士・保育所支援センター」を活用したマッチング事業のほか、本市独自の就職相談会やセミナー等の実施により、潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした確保対策を積極的に推進します。 また、新たな取組として保育士宿舍借り上げ事業の実施を検討するとともに、認可外保育施設職員等の資格取得に向けた費用補助や直前対策講座の実施などの支援を行います。	■保育士確保策として、当初予定していた事業のほか、国の補正予算を活用し、宿泊型研修やトライアル雇用の実施、保育体験バスツアーを拡充するなど、より積極的な取組を推進し、多くの就職等につなげることができました。(就職者数等:50人)(各種事業参加人数:420人)(資格取得支援補助者数:11人) また、平成28年度からの保育士宿舍借り上げ支援事業の実施に向けた検討を進めました。	□保育士確保策として、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士確保の推進のほか、本市独自の就職相談会やセミナー等の実施により、潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした確保対策を積極的に推進します。また、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施するとともに、認可外保育施設職員等の資格取得に向けた支援を行います。	■「かながわ保育士・保育所支援センター」によるマッチングや、保育士就職相談会、保育体験バスツアー等に加え、新たに開始した保育士修学資金貸付制度も多く利用実績があり、これらの取組を通じて、多くの就職等につなげることができました。(保育士・保育所支援センターのマッチング支援による就職人数:26人)(就職相談会参加者:969人)(バスツアー、就職セミナー等の参加者:677人)(修学資金貸付利用者:43人)(採用又は内定者総数:141人) また、保育士宿舍借り上げ支援事業により、保育士の定着促進及び新規採用の促進を図ることができました。(補助対象者:374人)	「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の就職マッチングに加え、市独自開催又は指定保育士養成施設と連携した就職相談会や保育体験バスツアー等を積極的に行い、保育事業者と求職者とのマッチングを推進しました。平成28年度からは、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士修学資金貸付等事業を新たに開始しました。	Ⅱ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	市内南・中・北部の各地域において、就職相談会や保育所見学バスツアー等のマッチング事業を実施し、各地域の保育所等が行う保育士の採用活動を支援します。保育士修学資金貸付や保育士宿舍借り上げ支援事業を引き続き実施し、市内保育所等への就職促進及び就職後の職場定着を支援します。 保育士養成施設の学生や高校生に向けた「保育士キャリア講座」等のプログラムを積極的に推進し、学生等の保育士職及び本市の保育に対する関心の向上を図ります。 遠隔地にある保育士養成施設の学生に向けては、訪問PRの強化や出張型就職相談会の実施等により、市内保育所等への就職促進を図ります。 「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等により、潜在保育士や保育士試験合格者の就職促進を図ります。 保育士資格の取得を促すため、保育士試験対策講座や保育士資格取得支援事業を推進します。	
			①保育士就職相談会等の参加者数(単位:人)P.11 ②保育士宿舍借り上げ支援事業における補助者数(単位:人)P.11							
			27年度目標	①- ②-	28年度目標	①180以上 ②300	29年度目標			①1,500以上 ②300
			27年度実績	①144 ②-	28年度実績	①1,283 ②374				
57	働きやすい職場環境づくりの推進	保育士の安定雇用や離職防止のため、職員の処遇改善等さらなる労働環境の改善を進めていきます。			□保育士の安定雇用や離職防止のため、職員の処遇改善等さらなる労働環境の改善を進めていきます。	■国の保育士等処遇改善事業の活用及び市の給付費の加算により、保育士の処遇の向上を支援しました。	公定価格上の給与改善を実施したほか、市加配保育士分について、市独自の処遇改善を行うことにより、公定価格と同程度の給与改善を行いました。	Ⅲ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	保育士の安定雇用や離職防止のため、国の処遇改善事業の活用及び市の給付費の加算により、職員のさらなる労働環境の改善を進めていきます。	
58	障害児保育の推進	小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりの子どもの特性に合わせた支援ができるよう保育体制の充実を図るとともに、本市が独自で実施する発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促します。 また、医療的ケアが必要な子どもの受入れについて検討し、そのための人材育成を進めていきます。			□保護者や関係機関と連携し、保育体制の充実を図るとともに、発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促進します。 医療的ケアが必要な子どもの受け入れ体制の整備を行い、各区センター園で受け入れを開始します。	■保護者や関係機関と連携し、一人一人の子どもの特性に合わせた支援ができるよう、発達相談支援コーディネーター等が中心になり保育体制の充実を図りました。発達相談(136件)巡回相談(28件)実施しました。 医療的ケアを必要とする子どもの受け入れは2か所のセンター園で実施しました。	小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関との連携の取組を推進するとともに、発達相談・巡回相談事業を積極的に活用し、インクルーシブ保育を実施しました。 課題等を整理し医療的ケアが必要な子どもの受け入れ体制の整備を進めました。	Ⅱ Ⅰ.現状のまま継続 Ⅱ.改善しながら継続 Ⅲ.事業規模拡大 Ⅳ.事業規模縮小 Ⅴ.事業廃止	小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関と連携し、一人一人の子どもの特性に合わせた支援ができるよう保育体制の充実を図るとともに、本市が独自で実施する発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促します。 引き続き7か所のセンター園で医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを実施します。	

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
59	延長保育事業の拡充と実施内容の充実	民間保育所や認定こども園の新設等に併せて、延長保育事業の実施施設の拡充を図ります。 また、保育所の延長保育時間の区分を現行の1時間単位から30分単位に細分化し、きめ細やかな対応が図られるようにするとともに、土曜日においても延長保育の実施の促進が図られるよう取組を進めます。	□多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長、一時、休日保育事業の拡充に努めます。また、病児・病後児保育事業については、関係団体等と連携し、未整備区域への整備を進めます。	■新設の認可保育所では、すべての園において、20時までの長時間延長保育を実施するとともに、一時保育の実施園を4園拡充し、62園としました。また、平成27年度に病児・病後児施設として市内5か所目となる「エンゼル宮前」を運営開始するとともに、平成28年度からの川崎区における病児施設の運営開始に向けて整備を進めました。	□多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長保育事業を拡充します。	■保育所296か所、認定こども園3か所、小規模保育事業所等16か所の合計315か所で延長保育事業を実施し、月間の利用数は、昨年度から400人増の8,552人の実利用がありました。また、新設の認可保育所では、すべての園において、20時までの長時間延長保育を実施し、延長保育事業の拡充を進めました。	新設の認可保育所全園において、20時までの長時間延長保育を実施したほか、延長保育時間の細分化、延長保育の土曜日実施の促進を図りました。 ・平成27年度実施園…281園 平成27年度利用人数…8,152人 ・平成28年度実施園…315園 平成28年度利用人数…8,552人	Ⅲ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	民間保育所や認定こども園の新設等に併せて、20時までの長時間延長保育事業の実施施設の拡充を図ります。	
			延長保育事業の月間実利用人数(人)P.39								
			27年度目標	9,231	28年度目標	9,807	29年度目標				10,731
			27年度実績	8,152	28年度実績	8,552					
60	一時預かり事業の拡充と実施内容の充実	民間保育所や認定こども園の新設、公立保育所の民営化、川崎認定保育園の認可化等に併せて、一時預かり事業の実施施設の拡充を図ります。また、一時預かり事業の土曜日の実施や保育時間の延長等が図られるよう「基幹型一時預かり」の実施を推進するとともに、小規模保育事業等における「少人数制一時預かり(時間預かり)」の事業化を推進します。	/	/	□多様な保育ニーズに的確に対応するため、一時保育を拡充します。	■一時保育の実施園を8園拡充し、合計70園で実施の上、年間延べ利用人数は昨年度実績から2,764人増の115,746人の利用がありました。また、基幹型一時保育の推進により、一時保育事業の実施日及び実施時間の拡大を図りました。	一時保育の実施園を拡大した上、一時保育の時間の延長や少人数制一時保育の実施を図りました。 ・平成27年度実施園…62園 平成27年度利用人数…112,982人 ・平成28年度実施園…70園 平成28年度利用人数…115,746人	Ⅲ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	民間保育所や認定こども園の新設、公立保育所の民営化、川崎認定保育園の認可化等に併せて、一時預かり事業の実施施設の拡充を図ります。また、一時預かり事業の土曜日の実施や保育時間の延長等が図られるよう「基幹型一時預かり」の実施を推進します。	
			保育所における一時預かり事業の延べ利用人数(人)P.43								
			27年度目標	116,085	28年度目標	139,871	29年度目標				142,247
			27年度実績	112,982	28年度実績	115,746					
61	休日保育事業の拡充	休日保育事業を行う施設の未整備区域への整備を進めるとともに、利用者が増え、ますます利用ニーズが見込まれる区域の実施施設の定員増を図ります。	/	/	□休日保育事業を継続実施し、日曜・祝日に勤務などを必要のある保護者の保育を支援します。	■多様化する就労形態に伴う保育ニーズに応えるため、市内6か所において、休日保育事業を実施し、年間延べ2,720人の利用がありました。	休日保育事業の実施要件を明確化するとともに、利用料等の整理を行いました。また、増加する休日保育ニーズに応えるための定員増に努めました。 ・平成27年度実施園…6園 平成27年度年間延べ利用人数…2,646人 ・平成28年度実施園…6園 平成28年度年間延べ利用人数…2,720人	Ⅱ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	休日保育事業を行う施設の未整備区域への整備を進めるとともに、利用ニーズを踏まえながら各実施施設の定員を適正に管理いたします。	
			27年度目標		28年度目標		29年度目標				
			27年度実績		28年度実績						

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容						
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果									
62	病児・病後児保育事業の拡充	川崎市医師会と連携し、未整備区域への整備を進めるとともに、既存の病児保育施設での病児保育の事業化を検討します。			<p>□多様な保育ニーズに的確に対応するため、未整備区域への病児保育の整備を行い、病児・病後児保育を拡充します。</p>	<p>■未整備区域であった川崎区において、平成28年4月に病児保育施設を開設し、麻生区においても、平成29年4月に向けた開設準備を進め、全7区域内において、病児・病後児保育施設の整備を完了する予定です。</p>	<p>川崎市医師会と連携し、未整備区域への整備を進め、市民への利便性を図ることができました。 【開設区】 ・平成27年度 宮前区 ・平成28年度 川崎区</p>	<p>Ⅱ</p> <p>Ⅰ．現状のまま継続 Ⅱ．改善しながら継続 Ⅲ．事業規模拡大 Ⅳ．事業規模縮小 Ⅴ．事業廃止</p>	<p>川崎市医師会等と連携し、事業を継続的に実施していくとともに、保育従事者等の処遇改善など、病児保育の病児化に向けた課題を整理しながら、多様なニーズに対応できるよう、調整を行います。</p>						
										<p>①病児・病後児保育事業延べ利用人数(単位:件)P.37 ②病児・病後児保育の施設数(単位:か所)P.11</p>					
										27年度目標	①8,329 ②-	28年度目標	①8,882 ②6	29年度目標	①9,406 ②7
										27年度実績	①6,051 ②5	28年度実績	①6,984 ②6		
63	夜間・年末保育事業の推進	現在、市内1か所で行っている夜間保育事業や各区で公立保育所が行っている年末保育事業についても、引き続き利用ニーズがあることから、事業を継続実施します。			<p>□現在、市内1か所で行っている夜間保育事業や各区で公立保育所が行っている年末保育事業についても、引き続き利用ニーズがあることから、事業を継続実施します。(保育課) □年末保育事業については、各区1か所の公立保育所で実施します。(運営管理課)</p>	<p>■多様化する就労形態に伴う保育ニーズに応えるため、市内1か所において、22時までの預りと各区1か所ずつにおいて年末保育を行い、保護者の就労と育児の両立を支援しました。(保育課) □年末保育事業については、各区1か所の公立保育所で実施し、12月29日～31日の3日間で、延べ320名の利用がありました。(運営管理課)</p>	<p>夜間・年末保育事業を継続実施しました。(保育課) 年末保育事業については、利用ニーズを踏まえて、これまでの認可保育所利用者の他に、地域型保育事業、おなかま保育室及び川崎認定保育園(助成対象)利用者も対象に追加しました。(運営管理課)</p>	<p>Ⅱ</p> <p>Ⅰ．現状のまま継続 Ⅱ．改善しながら継続 Ⅲ．事業規模拡大 Ⅳ．事業規模縮小 Ⅴ．事業廃止</p>	<p>現在、市内1か所で行っている夜間保育事業や各区で公立保育所が行っている年末保育事業についても、引き続き利用ニーズがあることから、事業を継続実施します。</p>						
64	認可保育所等の保育料負担割合の適正化	保育所、認定こども園、小規模保育事業等の施設種別に応じた保育料負担割合の適正化を図ります。	<p>□保育所等の利用における受益と負担の適正化を図るため、認可施設(保育所・認定こども園・小規模事業)等の保育料負担割合の適正化を検討します。</p>	<p>■近隣他都市の状況などを踏まえ、「川崎市保育所、認定こども園(2号、3号)、小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)保育料金額表」、「川崎市小規模保育(B型、C型)、家庭的保育、事業所内保育(小規模型)保育料金額表」について、全27階層において、第2子保育料を基本保育料(第1子)の50%とすることや、満3歳以上児の基本保育料の一部階層の増額と間差額の一定程度の平準化を検討し、平成28年度予算案において公表、平成28年9月から実施することとしました。</p>	<p>□保育所等の利用における受益と負担の適正化を図るため、保育所等の保育料金額表の改定を行います。</p>	<p>■川崎市保育所、認定こども園(2号、3号)、小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)保育料金額表、「川崎市小規模保育(B型、C型)、家庭的保育、事業所内保育(小規模型)保育料金額表」について、全27階層において、第2子保育料を基本保育料(第1子)の50%とすることや、満3歳以上児の基本保育料の一部階層の増額と間差額の一定程度の平準化を平成28年9月から実施しました。</p>	<p>保育所等の利用における受益と負担の適正化を図るため、保育所等の保育料金額表の改定を行いました。</p>	<p>Ⅰ</p> <p>Ⅰ．現状のまま継続 Ⅱ．改善しながら継続 Ⅲ．事業規模拡大 Ⅳ．事業規模縮小 Ⅴ．事業廃止</p>	<p>保育料金額表の見直しは、平成28年度に実施しましたが、これにより保育所等の受益と負担の適正化が図られたものと考えます。また、県内の隣接した政令指定都市である横浜市の保育料体系と同等水準であると認識しており、神奈川県東部地域の均衡という側面からも妥当であると考えます。これらのことから保育所運営費に大きく影響するような国制度の変更がない限り、保育料表の増額改定は実施しない予定です。</p>						

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
65	多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討	延長保育、一時保育、年末保育及び病児・病後児保育事業の利用における受益と負担の適正化に向けた検討を行います。	□延長保育ニーズへのきめ細やかな対応を図るため、延長保育時間及び延長保育料の細分化を検討します。	■延長保育の料金区分を従来の1時間単位から30分単位に変更することで、延長保育料を細分化するとともに、補食代を別途徴収とすることで、多様な延長保育ニーズへのきめ細やかな対応と、料金の適正化を図りました。	□一時保育、病児保育の料金体系の改定を検討します。	■一時保育について、非定型及び緊急一時保育の料金体系を統一した上、年齢区分別にするともに、3子同時利用の場合における3子目の利用料金を免除としました。 ■病児保育について、非保護世帯、市民税非課税世帯以外の世帯における利用料金を改定しました。	延長保育、一時保育、病児保育の利用料金を見直すことで、多様な保育サービスへのきめ細やかな対応と、受益と負担の適正化を図りました。	Ⅱ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	適正化した利用料金のもとで、多様な保育ニーズに対するきめ細やかな対応を図ります。
66	川崎認定保育園の保育料負担の軽減	本市独自の認可外保育事業における保育料について、認可保育所利用者との負担の差の緩和を図ります。			□待機児童対策の一環として位置付けられ、本市独自の認可外保育施設である川崎認定保育園の保育料について、保護者に対し補助金を直接交付、認可保育所利用者との負担の差の緩和を図ります。	■川崎認定保育園に在園させている保護者に対し、半年に一度補助金を直接交付し、保育料の負担軽減を図りました(補助対象数 4,171人)	本市独自の認可外保育事業における保育料について、保護者あてに補助金を直接交付し、認可保育所利用者との負担の差の緩和を図りました。	Ⅰ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	川崎認定保育園における保育料補助を継続実施し、利用者の負担軽減に資するなど、引き続き認可保育所利用者との負担の差の緩和を図ります。
67	収納率向上の取組	保育料の口座振替を推奨するとともに、納付書の取扱いについて、金融機関に加えコンビニエンスストアでも可能にし、利便性の向上を図ります。			□保育料の口座振替を推奨します。	■引き続き保育料の口座振替を推奨しました。	保育料の口座振替を推奨しました。また、従来の金融機関に加え、コンビニエンスストアでも収納を可能とし、利便性の向上につなげました。	Ⅰ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	引き続き保育料の口座振替を推奨します。
68	滞納対策の強化	電話催告や納付面談を実施するとともに、専門的な知識を持つ経験者等の助言を得て、法令の規定による滞納処分を行います。			□滞納長期化を防止するため、保育料収納対策の取組を強化します。	■現年度滞納者に対しては、従来からの督促状、催告書の送付を徹底するとともに、電話連絡(催告)や納付指導等の強化を進めました。 ■累積滞納者に対しては、文書催告、電話催告に継続的に取り組み、夏冬の賞与前に最終催告を実施し、納付意思が確認されない場合には、差押えを実施し、滞納処分を進めました。	滞納長期化を防止するため、保育料収納対策の取組を強化しました。 納付意思が確認できない累積対象者に対しては、差押えを実施し、滞納処分を進めました。	Ⅰ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	現年度、過年度の滞納者を問わず、広い範囲にわたって、給与以外の金銭債権(預貯金、生命保険解約返戻金等)についての調査を行います。 差押可能な財産が見込まれる滞納者に対しては、現年度、過年度を問わず、差押を視野に入れた強い催告を実施します。
69	区役所における保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実	多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、地域における教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)や地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)、川崎認定保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。 また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。			□多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。 また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。	■市及び各区において「子育てガイドブック」や「子どもの預け先をどうやって探したらいの？」等を作成するとともに市ホームページの認可外保育施設の空き情報を定期的に更新するなど情報発信をしました。 また、利用案内説明会や相談会を開催しました。(開催回数: 284回、参加人数: 2,370人 7区合計) さらに、平日夜間及び土曜日の窓口開設し、平日の日中に区役所へ来庁できない方へ利用相談を実施しました。(12日間、相談件数: 延べ131件)	多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、市及び各区において、保育所等の利用申請前からアフターフォローに至るまで、きめ細やかな相談・支援を実施しました。	Ⅱ	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。また、情報提供にあたっては、区役所窓口において、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、タブレット端末やホームページの活用、「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
70	重点整備箇所への認可保育所の整備 (44の再掲)	認可保育所の整備は、待機児童解消への期待感により新たに掘り起こされる保育需要や、引き続き大規模住宅開発等により保育需要の急増が見込まれる地域の状況を見極め、必要とされる場所に的確かつ効果的に整備を行い、待機児童解消の継続を図っていきます。 整備地域の選定にあたっては、教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)や地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)、川崎認定保育園等の入所や空き状況、入所保留者の地域(町丁)別、児童年齢別、ランク別件数等の把握・分析を行い、保育需要が見込まれる重点整備地域の絞り込みを行います。また、保育所等に適した物件の掘り起こしが課題となっていることから、保育所等の整備に向けては、区役所とこども本部が連携しながら、対応を図ります。	□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要量の整備を推進します。	■平成28年4月に向けて、認可保育所の整備により1,380人、公立保育所の民営化により75人、小規模保育事業所の整備により72人の合計1,527人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。	□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要量の整備を推進します。	■平成29年4月に向けて、認可保育所の整備により1,320人、公立保育所の民営化により45人、既存保育所の増改築により25人、小規模保育事業所の整備により110人の合計1,500人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。	市内52か所の認可保育所の整備等により2,845人、市内10か所の小規模保育事業所の整備により182人の合計3,027人の入所枠を確保し、当初計画を上回る定員枠を確保した結果、平成29年4月に待機児童を解消しました。	Ⅲ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要量の整備を推進します。	
71	小規模保育事業所の整備 (45の再掲)	小規模保育事業所については、面積的に認可保育所の整備が困難な既存市街地においても重点的に整備がしやすいことから、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進していきます。			□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進します。	■平成29年4月に向けて、認可保育所の整備により1,320人、公立保育所の民営化により45人、既存保育所の増改築により25人、小規模保育事業所の整備により110人の合計1,500人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。	市内52か所の認可保育所の整備等により2,845人、市内10か所の小規模保育事業所の整備により182人の合計3,027人の入所枠を確保し、当初計画を上回る定員枠を確保した結果、平成29年4月に待機児童を解消しました。	Ⅱ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要の高い市街地等を中心に重点的に整備が必要な地域として指定し、効果的な整備を推進します。	
72	横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 (46の再掲)	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」(2014(平成26)年10月27日締結)に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補充し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めていきます。			□「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」に基づき、保育需要が双方に補充し合える土地等に、保育所の共同整備を進めます。	■横浜市との連携協定に基づき、保育所の共同整備を実施し、平成29年4月に「尻手すきっぷ保育園」(定員59人)を開所しました。	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補充し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めました。	Ⅰ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」に基づき、保育需要が双方に補充し合える土地等に、保育所の共同整備を進めます。	
73	川崎認定保育園における受入枠の確保 (47の再掲)	本市独自の認可外保育事業である川崎認定保育園については、一定の受入枠を継続して確保するとともに、保護者の保育料負担軽減を実施します。			□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策として、「川崎認定保育園」の制度を実施するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を促進します。また、園児の保護者に対し、保育料の一部を助し、経済的負担の軽減を図ります。	■平成29年4月に向けて、本市独自の待機児童対策として推進する川崎認定保育園からの認可化及び小規模保育事業への移行(実施園:8園)を進めました(川崎認定保育園利用児童数:4,360人)。また、川崎認定保育園に園児を通わせる保護者に対して、保育料補助を実施しました(助成児童数:5,077人)。	□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策である川崎認定保育園の認可化及び小規模保育事業への移行を促進するとともに、川崎認定保育園に在園させている保護者に対して保育料補助を実施し、経済的負担の軽減を図りました。 【移行数】 *平成27年度 ・認可化 4件 ・小規模保育事業へ移行 4件 *平成28年度 ・認可化 5件 ・小規模保育事業へ移行 3件	□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策である川崎認定保育園の認可化及び小規模保育事業への移行を促進するとともに、川崎認定保育園に在園させている保護者に対して保育料補助を実施し、経済的負担の軽減を図りました。 【移行数】 *平成27年度 ・認可化 4件 ・小規模保育事業へ移行 4件 *平成28年度 ・認可化 5件 ・小規模保育事業へ移行 3件	Ⅰ	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、今後も川崎認定保育園利用者に対し、保育料補助を継続的に実施することにより、保護者の負担軽減と川崎認定保育園の安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、持続可能な範囲で保育従事者の処遇を改善するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく施設の認可化や小規模保育事業への円滑な移行を推進し、引き続き保育の質の向上を促進します。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
74	保育士確保事業の推進と人材育成 (56の再掲)	保育士確保にあたっては、県内の自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」や保育士養成施設との連携を強化し、就職相談会や就職支援セミナーを開催します。特に、潜在保育士に対しては、保育現場から離れている不安を解消するため、保育所での実習等の実践的な研修の機会を提供し、円滑な再就職を支援します。 また、地域型保育事業や認可外保育施設に勤務する保育従事者に対しても、研修の機会を提供するとともに、保育士資格取得支援の充実を図り、認可保育所や小規模保育事業への移行を支援します。			□「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士確保策の推進のほか、本市独自の就職相談会やセミナー等の実施により、潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした確保対策を積極的に推進します。 また、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施するとともに、認可外保育施設職員等の資格取得に向けた支援を行います。	■「かながわ保育士・保育所支援センター」によるマッチングや、保育士就職相談会、保育体験バスツアー等に加え、新たに開始した保育士修学資金貸付制度も多くの利用実績があり、これらの取組を通じて、多くの就職等に結びつけることができました。 (保育士・保育所支援センターのマッチング支援による就職人数:26人) (就職相談会参加者:969人) (バスツアー、就職セミナー等の参加者:677人)(修学資金貸付利用者:43人)(採用又は内定者総数:141人) また、保育士宿舍借り上げ支援事業により、保育士の定着促進及び新規採用の促進を図ることができました。 (補助対象者:374人)	「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の就職マッチングに加え、市独自開催又は指定保育士養成施設と連携した就職相談会や保育体験バスツアー等を積極的に進め、保育事業者と求職者とのマッチングを推進しました。平成28年度からは、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士修学資金貸付等事業を新たに開始しました。	Ⅱ Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	市内南・中・北部の各地域において、就職相談会や保育所見学バスツアー等のマッチング事業を実施し、各地域の保育所等が行う保育士の採用活動を支援します。保育士修学資金貸付や保育士宿舍借り上げ支援事業を引き続き実施し、市内保育所等への就職促進及び就職後の職場定着を支援します。 保育士養成施設の学生や高校生に向けた「保育士キャリア講座」等のプログラムを積極的に推進し、学生等の保育士職及び本市の保育に対する関心の向上を図ります。 遠隔地にある保育士養成施設の学生に向けては、訪問PRの強化や出張型就職相談会の実施等により、市内保育所等への就職促進を図ります。 「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等により、潜在保育士や保育士試験合格者の就職促進を図ります。保育士資格の取得を促すため、保育士試験対策講座や保育士資格取得支援事業を推進します。
75	「新たな公立保育所」の推進 (52の再掲)	各区に3か所設置する「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。		□「新たな公立保育所」において、実践的な知識や保育技術を民間事業者と共有し支援するとともに、公民合同の保育所職員研修を実施します。	■市内保育関係施設向けに課題別研修や公開保育の実施及び小規模保育所等でデリバリー講座を実施し保育人材を育成しました。(研修参加者:区2,616人市2,332人 公開保育707人)	「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成しました。	Ⅱ Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	各区に3か所設置した「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。	

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」

基本目標4 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容										
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
76	特定不妊治療助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、経済的負担や精神的負担の軽減を図ります。			<p>□特定不妊治療費を助成します。また川崎市看護協会に委託し、不妊や不育症に悩んでいる方を対象に無料相談を行う不妊・不育専門相談センターをします。</p>	<p>■特定不妊治療費の助成を実施するとともに、不妊や不育症に悩んでいる方を対象に無料相談を行う不妊・不育専門相談センターをします。(特定不妊治療費助成延べ件数:2,222件、来所相談者数:38名)</p>	特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、経済的負担や精神的負担の軽減を推進しました。	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	特定不妊治療費を助成します。また川崎市看護協会に委託し、不妊・不育専門相談センターにおいて不妊や不育症に悩んでいる方を対象に無料相談を行います。
77	母子保健指導事業	母子健康手帳交付時における妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供の充実を図り、母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図ります。	<p>□妊娠・出産・育児のスタートとなる母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職による全数面接を行うとともに、妊娠期から産後、新生児期から乳幼児期までの相談支援や情報提供を行うなど、親と子の健康づくりを進めます。</p>	<p>■各区保健福祉センターにおいて、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職による情報提供・相談などの面接を実施しました。(母子健康手帳交付人数:16,408人)</p>	<p>□妊娠・出産・育児のスタートとなる母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職による全数面接を行うとともに、妊娠期から産後、新生児期から乳幼児期までの相談支援や情報提供を行うなど、親と子の健康づくりを進めます。</p>	<p>■各区保健福祉センターにおいて、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職による情報提供・相談などの面接を実施しました。(母子健康手帳交付人数:15,579人)</p>	母子健康手帳交付時における妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供の充実を図り、母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を推進しました。	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	妊娠・出産・育児のスタートとなる母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職による全数面接を行うとともに、妊娠期から産後、新生児期から乳幼児期までの相談支援や情報提供を行うなど、親と子の健康づくりを進めます。
78	妊婦健康診査事業	母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査を受診できるよう費用の助成を行います。また、妊婦健診を通じた支援の充実を図るため、産婦人科医療機関との連携を強化するとともに、母子保健情報システムを導入し、健診未受診者への対応を強化します。			<p>□母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査の費用の助成を行うとともに、子どもの成長や家庭の育児等の状況を把握した母子保健情報を効率的かつ効果的に活用するため、「母子保健情報システム」を導入します。</p>	<p>■妊娠期の異常の早期発見・早期治療を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るために、母子手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、健診費用を助成しました。(妊婦健康診査補助券利用件数:179,638件)また、平成28年4月から「母子保健情報システム」を導入し、健診未受診者への対応を強化しました。</p>	母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査を受診できるよう費用の助成を行うとともに、妊婦健診を通じた支援の充実を図るため、産婦人科医療機関との連携強化を推進しました。	II	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査の費用の助成を行うとともに、妊婦健診を通じた支援の充実を図るため、産婦人科医療機関との連携強化を推進します。また、平成28年度に導入した「母子保健情報システム」により子どもの成長や家庭の育児等の状況の母子保健情報を効率的かつ効果的に活用します。
<p>①妊婦健康診査の延べ受診回数(単位:回)P.33 ②妊婦健康診査の費用の一部助成の数(単位:件)P.14</p>										
27年度目標			①172,545 ②-	28年度目標			①168,883 ②186,600以上	29年度目標		①165,471 ②186,600以上
27年度実績			①185,907 ②185,907	28年度実績			①179,638 ②179,638			

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
79	妊娠・出産包括支援事業	産後ケア事業を本格的に実施し、出産直後の不安定になりやすい母子への心身のケアを行うとともに産婦人科医療機関との連携強化を図ることで、育児不安を早期に軽減し、児童虐待の未然防止を推進します。	□産前・産後の妊産婦からの電話相談等に対応するとともに、育児知識の普及や個別相談、さらには、出産後に不安定になりやすい時期の母子への心身のケアを行う産後ケア事業などを実施します。	■市内在住の生後4か月未満の乳児とその母親を対象に、市内の助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」と、自宅でケアを受ける「訪問型」の産後ケア事業を実施しました。(延べ利用件数：643件(宿泊)、424件(訪問))	□産前・産後の妊産婦からの電話相談等に対応するとともに、育児知識の普及や個別相談、さらには、出産後に不安定になりやすい時期の母子への心身のケアを行う産後ケア事業などを実施します。	■市内在住の生後4か月未満の乳児とその母親を対象に、市内の助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」と、自宅でケアを受ける「訪問型」の産後ケア事業を実施しました。(延べ利用件数：154件(宿泊)、233件(訪問))	出産直後の不安定になりやすい母子への心身のケアを行うとともに産婦人科医療機関との連携強化を図ることで、育児不安を早期に軽減し、児童虐待の未然防止を推進しました。	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	産前・産後の妊産婦からの電話相談等に対応するとともに、育児知識の普及や個別相談、さらには、出産後に不安定になりやすい時期の母子への心身のケアを行う産後ケア事業などを実施します。		
			産後ケア事業の利用者数(単位:件)P.14								
			27年度目標	-	28年度目標	905以上				29年度目標	905以上
			27年度実績	1,067	28年度実績	942					
80	周産期医療ネットワークの推進	産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。	/	/	□周産期救急医療体制の安定した運営を確保するため、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。	■県域の産科医療機関の救急医療の連携体制である神奈川県周産期救急医療システムと連携して、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターが、市民の安全・安心な出産を確保しました。	総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援し、市民の安全・安心な出産を確保しました。	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。		
			/	/							
81	産前・産後ヘルパー派遣事業	母親の出産前後における体調不良等のため、育児または家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行い、子育て家庭の負担の軽減を図ります。	/	/	□母親の出産前後における体調不良等のため、育児または家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行い、子育て家庭の負担の軽減を図ります。	■母親の出産前後における体調不良等のため、育児または家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行い、子育て家庭の負担の軽減を図りました。(利用延べ件数：1,753件)	母親の出産前後における体調不良等のため、育児または家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行い、子育て家庭の負担の軽減を推進しました。	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	母親の出産前後における体調不良等のため、育児または家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行い、子育て家庭の負担の軽減を図ります。		
			/	/							
82	乳児家庭全戸訪問事業	親子が地域で孤立せずに安心して育児できるよう、乳児家庭を地域の訪問員等が訪問し、地域の子育て支援情報の提供等を行う「こんには赤ちゃん事業」等の充実を図るとともに、生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を目指します。	/	/	□乳幼児家庭全戸訪問の個別支援を強化します。	■訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が同い、赤ちゃんの体重測定、親子の健康状態の把握や育児相談を行う「新生児訪問」を実施するとともに、地域とのつながりをつくるため、地域の方が訪問員として同い、身近な子育て情報等をお届けする「こんには赤ちゃん事業」事業を実施しました。(訪問数：13,299件)	親子が地域で孤立せずに安心して育児できるよう「こんには赤ちゃん事業」等の充実を図るとともに、生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を推進しました。	II. 現状のまま継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	親子が地域で孤立せずに安心して育児できるよう、乳児家庭を地域の訪問員等が訪問し、地域の子育て支援情報の提供等を行う「こんには赤ちゃん事業」等の充実を図るとともに、生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を目指します。		
			乳幼児家庭全戸訪問件数(単位:件)P.34								
			27年度目標	13,959	28年度目標	13,663				29年度目標	13,387
			27年度実績	13,847	28年度実績	13,299					

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果						
83	乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長発達を支え、保護者が安心して育児ができるよう、地域の医療機関などと連携しながら一貫した支援を効果的に実施するため、乳幼児健康診査の実施時期や方法について検討します。また、母子保健情報システムでの一元管理により、乳幼児健康診査を通じた的確な相談支援の充実や未受診者への対応の強化を図ります。	□母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査の費用の助成を行うとともに、子どもの成長や家庭の育児等の状況を把握した母子保健情報を効率的かつ効果的に活用するため、「母子保健情報システム」の導入を進めます。	■妊娠期の異常の早期発見・早期治療を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るため妊産婦健康診査費用の一部を助成しました。また、効率的かつ効果的に、子どもの成長や家庭の育児等の母子保健情報を活用するため、平成28年度からの「母子保健システム」の導入を進めました。	□乳幼児の健やかな成長発達を支え、保護者が安心して育児ができるよう、地域の医療機関などと連携しながら一貫した支援を効果的に実施するため、乳幼児健康診査の実施方法を見直します。また、「母子保健情報システム」を導入し、未受診者への対応の強化を図ります。	■乳幼児健康診査の実施方法を見直すとともに、地域での産婦人科・小児科等の医療機関連携を強化しました。また、平成28年4月から「母子保健情報システム」を導入し、乳幼児健康診査を通じて把握された子育て家庭情報の一元管理により、支援の必要な家庭の早期発見や支援強化に取り組みました。	乳幼児の健やかな成長発達を支え、保護者が安心して育児ができるよう、地域の医療機関などと連携しながら一貫した支援を効果的に実施するとともに、母子保健情報システムを利用して、乳幼児健康診査を通じた的確な相談支援の充実や未受診者への対応の強化を推進しました。		Ⅱ Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	乳幼児の健やかな成長発達を支え、保護者が安心して育児ができるよう、地域の医療機関などと連携をきよかします。また、「母子保健情報システム」の活用により乳幼児健康診査を通じて把握された子育て家庭情報の一元管理により、支援の必要な家庭の早期発見や支援強化に取り組みます。		
			乳幼児健診の平均受診率(単位:%) P.34									
			27年度目標	-	28年度目標	-	29年度目標	97.3以上				
			27年度実績	97.0	28年度実績	95.2						
84	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病医療費を助成するとともに、慢性的な疾病を抱える子どもの健全育成や自立相談を行い、子どもとその家族を支援します。	□慢性的な疾病を抱える子どもに対して、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	■18歳未満の児童が、小児がんなどの国が対象とする疾患で、小児慢性特定疾病医療機関において健康保険の対象となる治療を受ける際に、その自己負担額の一部を助成しました。(助成延べ件数:12,163件)	□慢性的な疾病を抱える子どもに対して、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	■18歳未満の児童が、小児がんなどの国が対象とする疾患で、小児慢性特定疾病医療機関において健康保険の対象となる治療を受ける際に、その自己負担額の一部を助成しました。(助成延べ件数:12,277件)	小児慢性特定疾病医療費を助成するとともに、慢性的な疾病を抱える子どもの健全育成や自立相談を行い、子どもとその家族の支援を推進しました。		Ⅰ Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	慢性的な疾病を抱える子どもに対して、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。		
85	小児救急医療体制の確保	休日(夜間)急患診療所や小児急病センターを運営し、小児患者の救急医療の確保に努めます。	/		□休日急患診療所(各区1診療所)や小児急病センター(市内3箇所)の運営により、小児の救急医療を確保します。	■休日急患診療所や小児急病センターを運営し、休日や夜間において小児の診療を行いました。(患者数:12,676人(休日急患診療所)、22,677人(小児急病センター))	休日急患診療所や小児急病センターを運営し、休日や夜間における小児の救急医療を確保しました。		Ⅱ Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	救急医療ニーズに対応した小児救急医療体制を確保するとともに、休日急患診療所や小児急病センターの安定した運営を支援します。		
86	健全母性育成事業	思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実を目的として、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を行います。	/		□思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに小・中・高等学校に赴き、健康教育を実施します。	■保健師等の専門職が、小・中・高等学校に赴き、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに健康教育を実施しました。(参加者数:6,070人)	思春期の男女に対して、母子保健の知識や男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を、学校と連携して推進しました。		Ⅱ Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止	思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに小・中・高等学校に赴き、健康教育を実施します。		
			思春期の心と身体の健康教育の参加者数(単位:人) P.14									
			27年度目標	-	28年度目標	6,300以上	29年度目標	6,300以上				
			27年度実績	6,989	28年度実績	6,070						

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
87	キャリア在り方生き方教育の推進	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育ていく本教育を、2016(平成28)年度から全校で実践するため、手引の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築を図ります。また、家庭との連携を意識した「キャリア在り方生き方教育」の推進を図ります。			□学校でのキャリア在り方生き方教育の推進を支援する担当者研修会や学校要請訪問研修を実施し、系統的・計画的な取組のための指導体制構築の支援を図ります。また、保護者用啓発リーフレットを作成・配布し、学校の取組への理解を図ります。	■平成27年度の推進協力校8校を中心とした実施・検証・周知を基に、平成28年度は全市立学校で実施を開始しました。また年間3回の担当者説明会・研修会と、65回の要請訪問研修を行い、キャリア在り方生き方教育についての理解を深めました。また、実践的な要請訪問研修を通じて、学校での推進の体制づくりと全体計画作成を支援しました。保護者用啓発リーフレットを作成・配布し、学校での取組についての理解を図るとともに家庭や地域での取組例を紹介しました。	研修会や、平成27年度の推進協力校の設置とその取組の効果や課題の周知等を通じて、学校のキャリア在り方生き方教育への理解を図り、平成28年度は全校での実施を開始しました。学校の取組を支援するものとして、キャリア在り方生き方ノートを作成し、小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部)に配布しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	研修会等を通じて、学校のキャリア在り方生き方教育への理解を図り、児童生徒の社会的自立に向け、必要となる力を育む教育活動の実践を支援します。学校の取組を支援するものとして、キャリア在り方生き方ノートを作成し、小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部)に配布します。また、保護者用啓発リーフレットを作成し、家庭や地域での取組について理解を図ります。	
88	こども文化センター事業(21の再掲)	地域の社会資源としておおむね中学校区に1か所設置されている利便性を活かした施設の活用の方をを検討し、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりとともに、乳幼児から高齢者までの多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点として、機能の強化を図ります。	□「こども文化センター」において、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、本市の社会状況の変化や子ども・若者が抱える課題に対応するため、今後の施設のあり方等を検討します。	■市内59か所の「こども文化センター」(民間児童館を含む)を運営するとともに、多世代の交流促進に向け、藤崎・子母口の2か所において「老人いこいの家」との連携モデル事業を実施しました。また、子ども・若者を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築も踏まえながら、「こども文化センター」の今後のあり方を検討し、その結果を反映させるために次期指定管理期間を3年間としました。	□「こども文化センター」において、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、本市の社会状況の変化や子ども・若者が抱える課題に対応するため、今後の施設のあり方等を検討します。	■市内58か所の「こども文化センター」(民間児童館を含む)運営をするとともに、多世代の交流促進に向け、27年度の2か所から6か所へ対象を拡充し「老人いこいの家」との連携モデル事業を実施しました。また、子ども・若者を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築も踏まえながら、「こども文化センター」のサービスの充実に向けた検討をしました。	地域包括ケアシステムの取組の中で、こども文化センターを地域の課題に対応するための拠点とし、地域による見守りや多世代交流の促進などの仕組みづくりをしていくため、「老人いこいの家」との連携モデル事業を実施しました。また、こども文化センター事業のサービスの質の向上に向けた検討を行いました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	引き続き、老人いこいの家との連携モデル事業を実施するとともに、こども文化センターのあり方の検討結果を踏まえ、様々な世代が集まる居場所や地域人材の育成と活動の場の提供、関係機関との連携などの機能を強化を進めてまいります。	
			こども文化センターの利用者数(単位:人)P.14							
			27年度目標	-	28年度目標	1,884,000以上	29年度目標			1,884,000以上
			27年度実績	1,949,735	28年度実績	1,914,290				

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
89	わくわくプラザ事業	全ての児童を対象として異年齢の子どもが遊びを通じた交流の促進ができるよう、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を一体的に行うわくわくプラザについて、引き続き事業の質の向上を図っていきます。また、開所時間の拡充や適正な受益と負担の関係についての検討を進めます。	□すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりに向け、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に行う「わくわくプラザ事業」を実施するとともに、子育て家庭の多様なニーズへの対応や利用者の受益と負担の適正化について検討を進めます。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえて、わくわくプラザや民間事業者が行う放課後健全育成事業の適切な運営を図ります。	■すべての小学生を対象に、放課後等に児童が安全・安心に過ごせるよう、市内小学校113校内で「わくわくプラザ事業」を実施しました。また、開所時間の拡充等の市民ニーズへの対応も踏まえながら、「こども文化センター」の今後のあり方と合わせて、「わくわくプラザ事業」の今後のあり方の検討を進めました。	□すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりに向け、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に行う「わくわくプラザ事業」を実施するとともに、子育て家庭の多様なニーズへの対応や利用者の受益と負担の適正化について検討を進めます。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえて、わくわくプラザや民間事業者が行う放課後健全育成事業の適切な運営を図ります。	■すべての小学生を対象に、放課後等に児童が安全・安心に過ごせるよう、市内小学校113校内で「わくわくプラザ事業」を実施しました。また、市民ニーズへの対応も踏まえながら、「こども文化センター」の今後のあり方と合わせて、「わくわくプラザ事業」の今後のあり方の検討を進めました。	すべての小学生を対象として、異年齢の子ども達の遊びを通じた交流の促進や児童の健全育成が図られるよう、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を一体的に行う「わくわくプラザ事業」の充実に向けた検討を進めてきました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	わくわくプラザ事業の充実に向けた検討結果を踏まえ、子育てニーズを踏まえた事業内容の充実、「放課後児童健全育成事業」の適切な実施、小学校との連携を強化した「放課後子供教室」の充実に向けた取組を推進します。		
			①わくわくプラザの登録率(単位:%)P.14 ②わくわくプラザ利用者(保護者)の満足度※10点満点P.14 ③放課後児童健全育成事業の月間実利用人数(単位:人)P.40								
			27年度目標	①- ②- ③6,109	28年度目標	①- ②- ③6,314				29年度目標	①47以上 ②7.4以上 ③6,544
			27年度実績	①47.4 ②7.3 ③5,630	28年度実績	①48.1 ②- ③5,893					
90	青少年育成連盟への支援(23の再掲)	子ども会連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成されている川崎市青少年育成連盟の活動を支援します。また、構成団体が実施する各種行事等への協力や、ジュニアリーダー等の養成を行い、青少年が地域の中でさまざまな大人に見守られながら健やかに成長していけるための地域づくりを進めます。			□川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの養成や青少年の健全育成を推進します。	■青少年育成連盟実施の中高生リーダー研修に協力したほか、子ども会と連携し、ジュニアリーダー養成研修を実施しました。また、青少年育成連盟に対し助成するとともに、活動紹介等、団体活動の活性化と団体相互の連携を進める支援を行い、青少年の健全育成を推進することができました。	青少年育成連盟及び構成団体の活動の活性化を図ることで、次代を担うリーダーの養成や、青少年の健全育成を推進することができました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの養成や青少年の健全育成を推進します。		

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」

基本目標5 子育てを支援する体制づくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容											
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果					
91	児童養護施設等整備の推進	既存児童養護施設について、建て替えに合わせ小規模グループケアを実施します。	<p>□平成27年3月に策定した「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」に基づく取組を推進するとともに、既存児童養護施設の改築に合わせ「小規模グループケア」を実施します。また、施設と里親の中間形態として、家庭的な養育環境に配慮したグループホームの拡充に向けた検討を進めます。</p>	<p>■既存の児童養護施設である「川崎愛児園」(宮前区)と「新日本学園」(中原区)については、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した改築を進めるとともに、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする子どもたちを、入所あるいは通所させて治療を行う情緒障害児短期治療施設「川崎こども心理ケアセンター」(中原区)を開所しました。</p>	<p>□平成27年3月に策定した「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」に基づく取組を推進するとともに、既存児童養護施設の改築に合わせ「小規模グループケア」を実施します。また、心理的困難や苦しみを抱え、生き辛さを感じる子どもたちに治療を行う情緒障害児短期治療施設「川崎こども心理ケアセンター」における児童への支援を行います。</p>	<p>■既存の児童養護施設である「川崎愛児園」(宮前区)と「新日本学園」(中原区)の改築を行い、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」の導入を実施しました。また、心理的困難や苦しみを抱え、生き辛さを感じる子どもたちに治療を行う情緒障害児短期治療施設「川崎こども心理ケアセンター」において支援を行いました。</p>	社会的養護を必要とする児童が家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設において小規模グループケアを実施する体制整備を図るとともに、各施設への運営支援を実施しました。		I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	家庭での生活が難しい要保護児童を家庭に近い環境で養育する体制を確保するため、引き続き児童養護施設等への運営支援を行います。施設等においては人材確保や人材育成、小規模ユニットによる支援の充実を図る必要があるため、施設等や児童相談所と連携しながら児童の支援の充実に向けて引き続き取り組みます。
92	グループホーム等運営事業	今後の要保護児童に対する重要な取組の一つとして、グループホームの整備を推進します。また、そのための整備の手法について検討します。			<p>□児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護を推進します。</p>	<p>■児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護を推進するとともに、施設新設に向けた検討を行いました。</p>	児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護を推進するとともに、施設新設に向けた検討を行いました。		I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	児童ファミリーグループホームは、施設と里親家庭の中間的な事業形態で、要保護児童をより家庭的な環境で養育することが可能な事業です。平成29年度に新設した地域小規模児童養護施設1か所をはじめ各ホームの安定的な運営に向けた支援を行います。
93	子育て短期支援事業	育児疲れなどの場合に短期間子どもを預かり、家庭での養育を支援するため、既存児童養護施設を建て替えた後に、子育て短期支援事業を実施します。			<p>□保護者の病気や出産、育児疲れなどにより一時的に子育てが困難となった場合に、乳児院、児童養護施設において子どもを預かる子育て短期支援事業を実施します。</p>	<p>■保護者の病気や出産、育児疲れなどにより一時的に子育てが困難となった場合に子どもを預かる子育て短期支援事業を、児童養護施設2か所(中原区、宮前区)の建替に合わせ新たに開始しました。</p>	実施施設が平成27年度には3か所から4か所に、平成28年度には4か所から6か所に増やすことができました。		I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	保護者の病気や出産、育児疲れなどにより一時的に子育てが困難となった場合に、乳児院、児童養護施設において子どもを預かる、子育て短期支援事業を実施します。
			子育て短期支援事業(ショートステイ)延べ利用人数(件)P.35								
			27年度目標	319	28年度目標	380	29年度目標	441			
			27年度実績	518	28年度実績	1,231					
94	退所後児童支援事業	18歳を迎え児童福祉施設等を退所となる児童に対して、就労支援や就労後の定着支援を実施します。また、退所後の負担軽減のために市営住宅の活用・民間賃貸住宅の利用策や、進学費用の援助など18歳以降の継続的な支援策を検討します。			<p>□施設等に入所している児童の自立に向け、施設入所中から将来の自立を見据え、生活を通じた健全な心身の発達や生活習慣の確立、学習支援等を行うとともに、退所後も施設職員等が必要に応じてアフターケアが行えるよう支援を行います。</p>	<p>■施設等入所中から、教育費や資格取得費等の支援を行いました。また、自立に向け、就労に関する相談窓口の周知や施設職員によるアフターフォローに係る経費の支援、住居設定費用の一部支弁等に取り組みました。</p>	施設等入所中から退所後の自立を見据えた支援を行うとともに、施設等を退所となる児童に対し、就労支援や就労後の定着支援を実施しました。また、就労に関する相談窓口の周知や施設職員によるアフターフォローに係る経費の支援、住居設定費用の一部支弁等に取り組みました。		II	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	児童福祉法の改正により、18歳以上の者に対する支援の継続を図るための規定が整備されています。法改正を踏まえ適切な制度運用を図るとともに、施設等を退所する児童の自立支援の充実に向けて取り組みを推進します。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容				
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果								
95	里親制度実施事業	里親の登録数の増加には、里親制度そのものの普及啓発が重要であることから、里親支援機関と連携したPR活動の強化等に努めます。	□里親制度の充実に向け、里親支援機関と連携した制度の周知のPR活動を強化するとともに、里親技術向上のための研修会等の実施や訪問・面接・電話等による里親への相談援助を実施します。	■里親支援機関による里親の登録に向けた各種研修や里親になった後の養育技術の向上のため研修などを実施するとともに、児童養護施設等に入所している子どもを、夏冬休み等に数日間家庭で養育する「ふるさと里親事業」を実施しました。(登録者数:61人)	□里親制度の充実に向け、里親支援機関と連携した制度の周知のPR活動を強化するとともに、里親技術向上のための研修会等の実施や訪問・面接・電話等による里親への相談援助を実施します。	■里親支援機関と連携した制度の普及啓発や、里親の登録に向けた各種研修や里親になった後の養育技術の向上のため研修などを実施するとともに、児童養護施設等に入所している子どもを、夏冬休み等に数日間家庭で養育する「ふるさと里親事業」を実施しました。(登録者数:63人)	里親制度の推進に向け、里親登録数の増加や委託後の里親支援の充実、制度の社会的認知度の向上に向けて、里親支援機関と連携した取組を推進しました。		Ⅱ I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	児童福祉法の改正により、要保護児童を家庭と同様の環境で養育していくことを推進するよう規定が整備されており、本制度のさらなる推進が必要です。新たな担い手の確保や里親と委託児童が地域の中で安心して暮らすために社会の理解を深めること、委託後の里親への支援の充実を図る必要があります。 今後も法改正の趣旨を踏まえ、里親登録者の確保や里親制度の普及啓発を進めるとともに、地域の関係機関との連携を強化し、里親支援の充実に取り組みます。				
			①里親の登録者数(単位:人)P.18 ②「ふるさと里親」登録者数(単位:人)P.18				27年度目標	①- ②-			28年度目標	①117 ②62以上	29年度目標	①118以上 ②64以上
			27年度実績	①116 ②61	28年度実績	①133 ②63								
96	里親支援機関運営事業	里親の相談支援活動の中でニーズを把握し、里親研修の充実や専門性の向上を目指すとともに、NPO法人等による支援の強化を図っていきます。また、さらに関係機関とのネットワークを推進し、里親候補者の新規開拓及び里親登録者の増加を目指します。			□児童福祉施設やNPO法人等と連携し、里親支援機関事業を実施します。	■児童福祉施設やNPO法人等と連携し、里親登録数の増加や委託後の支援の充実、制度の普及啓発等、里親支援機関事業を実施しました。	里親制度の推進に向け、里親登録数の増加や委託後の里親支援の充実、制度の社会的認知度の向上に向けて、里親支援機関と連携した取組を推進しました。		Ⅱ I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	要保護児童を家庭と同様の環境で養育していくために、本制度のさらなる推進が必要です。新たな担い手の確保や里親と委託児童が地域の中で安心して暮らすために社会の理解を深めること、委託後の里親への支援の充実を図る必要があります。 今後も法改正の趣旨を踏まえ、里親登録者の確保や里親制度の普及啓発を進めるとともに、地域の関係機関との連携を強化し、里親支援の充実に取り組みます。				
			里親養育体験発表会等の開催回数(単位:回)P.18				27年度目標	-			28年度目標	3以上	29年度目標	3以上
			27年度実績	3	28年度実績	5								
97	相談支援機能の充実	区役所保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭への支援を総合的に行うために職員への研修等機能の充実を図り、母子・父子福祉センター等関係機関との連携を推進します。			□区においてひとり親家庭への支援を総合的に行うため、職員への研修の充実を図るとともに、母子・父子福祉センター等と連携し、相談支援を実施します。	■児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の相談時の支援を強化するため、広くひとり親家庭支援策について研修を実施するとともに、グループワークを行い、支援機関との関係づくりを行いました。	研修の実施により、ひとり親家庭を支援する関係機関の支援策や相談状況を共有するとともに、連携に向けた関係づくりを行いました。		Ⅱ I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の区役所における申請受付時、母子・父子福祉センターにおける相談時の支援の充実に向けて、ひとり親家庭に接する支援者向けに研修を実施するとともに、関係機関間のスムーズな連携を図るため、研修の機会を活用した関係づくりを行います。				
98	情報提供の推進	施策・事業について、リーフレットを作成するとともに、ホームページで発信するなど、情報の周知・提供の充実を進め、活用を促進します。			□ひとり親家庭の自立や生活を支援する施策や事業について、情報の周知・提供の充実を図ります。	■市ホームページやリーフレット等により支援施策を周知するとともに、平成28年6月から新たにメールマガジンの配信を始め、定期号を毎月1回、特別号を年3回配信しました。	平成28年度にメールマガジンの配信を始めたことで、支援制度に加えてイベント情報などタイムリーな情報を直接提供することが可能となりました。		Ⅱ I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	市政だよりや市ホームページへの記事掲載、ひとり親家庭応援メルマガの配信に加え、平成29年度新たに作成したひとり親家庭支援の手引きについて、それぞれ内容の充実にも努め、周知の取組のさらなる強化を図ります。				
99	相談員等の人材育成	区役所保健福祉センター等や母子・父子福祉センターにおいて、個々の家庭の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、職員に対する研修を実施します。			□区や母子・父子福祉センターにおいて、個々の状況に応じた必要な支援を行うため、職員への研修を実施します。	■個々のひとり親家庭の状況に応じて必要な支援を行うことができるよう、区役所職員や母子・父子福祉センター職員に対して、ひとり親家庭支援策について研修を実施しました。	研修の実施により、ひとり親家庭を支援する区役所等窓口職員の初期相談にかかる支援の強化を図りました。		Ⅱ I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	個々のひとり親家庭の状況に応じて必要な支援を行うことができるよう、児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の事業担当者や関係機関等ひとり親家庭に接する支援者向けに、機会を捉えて広くひとり親家庭支援策について研修を実施します。				

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
100	日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭の子育て、就業及び修業を支援するため、一時的に生活援助や保育が必要な家庭に対して家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を充実します。	□ひとり親家庭への日常生活支援を行います。	ひとり親家庭に対して、生活支援及び子育て支援を行うため、家庭生活支援員を派遣しました(派遣延べ件数:①生活支援16件、②子育て支援335件)。また、平成28年度は支援員養成研修を1回、家庭生活支援員向けの連絡会を1回開催しました。	□ひとり親家庭への日常生活支援を行います。	■ひとり親家庭に対して、生活支援及び子育て支援を行うため、家庭生活支援員を派遣しました(派遣延べ件数:①生活支援93件、②子育て支援216件)。また、平成28年度は支援員養成研修を1回、家庭生活支援員向けの連絡会を3回開催しました。	支援を実施するとともに、事業の周知と家庭生活支援員の拡充に向けた取組を強化しました。	Ⅱ	ひとり親家庭に対して、生活支援及び子育て支援を行うため、家庭生活支援員を派遣します。また、家庭生活支援員の確保のため養成研修を行うとともに、登録済の家庭生活支援員に対する資質向上のため、研修会を開催します。
101	自立支援プログラム策定事業の実施	就職や転職に向けて個々のニーズに合った支援を行うために、自立の目標や支援内容等についての自立支援計画書を母子・父子福祉センターで策定し、継続的に支援します。	□ひとり親家庭の自立に向けて自立支援計画書の策定を行います。	■母子・父子福祉センターにおいて、母子・父子家庭の生活の自立に向けた各種相談に応じて、「自立支援プログラム策定事業」を実施しました。	□ひとり親家庭の自立に向けて、家庭の状況、職業適性、就業経験等の個別の事情を踏まえながら一貫した就業支援を実施するために、自立支援プログラムの策定を行います。	■母子・父子福祉センターサン・ライブにおいて、ひとり親家庭の自立に向けて、57件の自立支援プログラム策定を行い、資格等取得や就職に向けた継続的な支援を行いました。	自立支援プログラム策定事業に基づき、プログラムの策定を行うとともに、対象者の就業に向けた継続的な支援を行いました。	Ⅰ	母子・父子福祉センターサン・ライブにおいて、ひとり親家庭の自立に向けて、自立支援プログラム策定を行い、資格等取得や就職に向けた継続的な支援を行います。
102	自立支援給付金事業の実施	就業に必要な資格や技能の習得を支援するため、「教育訓練給付金事業」及び「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施します。	□就業に必要な資格や技能の習得を支援するため、「教育訓練給付金事業」及び「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施します。	■就業による自立に向けて教育訓練を受講するひとり親に教育訓練給付金の支給(支給件数2件)を、また、養成機関での修業中の生活の負担軽減のため、高等職業訓練給付金の支給(新規認定数13件)を行いました。	□就業に必要な資格や技能の習得を支援するため、「教育訓練給付金事業」及び「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施します。	■就業による自立に向けて教育訓練を受講するひとり親に教育訓練給付金の支給(支給件数6件)を、また、養成機関での修業中の生活の負担軽減のため、高等職業訓練給付金の支給(新規認定数16件)を行いました。また、平成28年度から、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に加えて、高等職業訓練促進給付金を活用した資格取得の促進に向けて、入学準備金及び就職準備金を貸し付ける高等職業訓練促進資金貸付事業を新たに開始しました。	教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の実施に加えて、新たに高等学校卒業程度認定試験合格支援事業及び高等職業訓練促進資金貸付事業を開始し、ひとり親の自立に向けた取組を充実しました。	Ⅰ	資格や技能を活かした就業による安定的な自立に向けて、教育訓練を受講するひとり親に教育訓練給付金の支給を、また、就職に有利な資格の取得に向けた養成機関で修業するひとり親の生活の負担軽減のため、高等職業訓練給付金の支給を行います。また、高等職業訓練促進給付金を活用した資格取得を促進するため、高等職業訓練促進資金貸付事業による入学準備金及び就職準備金の貸付けを行います。さらに、親や子の学び直しの支援のため、高等学校卒業程度認定試験合格に向けて就業する場合に、給付金を支給します。
高等職業訓練促進給付金の新規認定数(単位:件)P.18									
			27年度目標	-	28年度目標	19以上	29年度目標	19以上	
			27年度実績	13	28年度実績	16			

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
103	就業・自立支援センター事業の実施	就業相談員を配置し、就業相談をはじめ、就業支援講習会の開催、資格取得・就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供します。	□ひとり親が自立した生活を送れるよう、就業相談員による就業相談や就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供します。	■ひとり親の自立と就業のために、専門の相談員が職業適性や就業経験に応じ、履歴書等の書き方、面接の受け方などを助言し、ハローワークとの連携による求人情報の提供、職業紹介まで一貫した就業支援として「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を実施しました。	□ひとり親が自立した生活を送れるよう、就業相談員による就業相談や就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供します。	■自立と就業のために、専門の相談員が職業適性や就業経験に応じ、履歴書等の書き方、面接の受け方などを助言し、ハローワークとの連携による求人情報の提供、職業紹介まで一貫した就業支援として母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しました。	就業相談員を配置し、就業相談や就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	自立と就業のために、専門の相談員が職業適性や就業経験に応じ、履歴書等の書き方、面接の受け方などを助言し、ハローワークとの連携による求人情報の提供、職業紹介まで一貫した就業支援として母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施します。
104	母子生活支援施設の運営	経済的理由等により母子家庭等が自立のために入所する施設で、生活や就労、子育ての相談等を行い、総合的に自立を支援します。			□母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設を運営します。	■母子家庭の保護・自立促進に向け、指定管理者と連携を図りながら、母子生活支援施設を運営しました。	施設入所者が安心して生活できる環境を整えるとともに、入所者の個々の状況に配慮しながら自立に向けた支援が行われるよう、指定管理者と連携しながら施設運営を行いました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	引き続き入所者の個々の状況に配慮しながら自立に向けた支援が行われるよう、指定管理者と連携しながら施設運営を行います。
105	子どもへの就業支援の実施	就業・自立支援センターにおける支援を、ひとり親家庭の児童にも拡充し、就業支援サービスを提供します。			□就業・自立支援センターにおいて、ひとり親に加えてその児童にも、就業支援サービスを提供します。	■ひとり親に加えてその児童も就業・自立支援センターにおける就業相談の対象とし、必要に応じて関係機関等と連携して支援を行いました。	ひとり親に加えてその児童も就業・自立支援センターにおける就業相談の対象としました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の児童に対する就業相談を行い、必要に応じて関係機関等と連携して支援していきます。
106	子どもの自立に向けた学習支援等	家庭の状況を理由に修学や修学継続を断念することのないよう、支援のあり方について検討します。			□ひとり親家庭の子どもへの支援のあり方について検討します。	■ひとり親家庭の子どもへの将来の自立に向けた支援について検討し、平成29年10月から生活・学習支援事業を実施することになりました。	ひとり親家庭の子どもへの支援に向けて、子どもの置かれた状況について把握するとともに、事業の実施に向けて関係機関調整を行いました。	II I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	ひとり親家庭の子どもへの将来の自立、親の孤立防止や負担軽減のため、生活・学習支援事業を実施します。
107	総合的な支援体制の構築	区役所保健福祉センター、相談支援事業所、地域療育センター及び発達相談支援センターなどの専門機関との連携、ネットワーク化により支援体制の強化を検討・推進します。区役所保健福祉センターの役割、計画作成を含めた身近な地域の相談機関としての相談支援事業所の充実及び地域療育センターの家庭や地域を含めた支援体制の強化を行うとともに、発達相談支援センターにおける相談支援・発達支援・就労支援等を子どもの段階から成人期までの一貫した支援の実施、役割及び体制の見直しを行います。			□障害を持つ子どもに対する総合的な支援体制を構築し、ライフステージごとの、一貫した支援を実施するため、関係者・関係機関の連携の充実、ネットワークの構築に取り組みます。また、中核的に子どもの支援を担う相談支援事業所、地域療育センター、発達相談支援事業所の支援体制強化を図ります。	■区役所、児童相談所、地域療育センター、教育委員会、母子保健担当等の関係部署と相談窓口の明確化を目的として発達障害児検討ワーキングを実施しました。相談支援事業所は45か所から48か所に増加しました。また、発達相談支援センターの相談件数が増加しており、地域の事業所等の困難ケースの対応等のバックアップが発揮されていないことから、支援・助言等を行う発達障害者地域支援マネージャーを1名配置(計2名)しました。	□発達障害児検討ワーキングを実施し、関係部署と情報共有や役割について共通認識を図るとともに、今後、予定している地域のネットワーク構築と発達相談に係る課題を協議することを目的とした発達障害児者支援地域協議会の開催に向け、準備を進めています。□各専門機関においては、支援体制の充実・強化を図っています。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備について協議することを目的とした発達障害者支援地域連絡調整会議を運営します。中核的に子どもの支援を担う相談支援事業所、地域療育センター、発達相談支援センターの支援体制の充実を図ります。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
108	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援について、地域療育センターにおいて、0歳から幼児期、学齢期までの専門的支援の充実を図ります。乳幼児を対象とした児童発達支援事業所、及び学齢児を対象とした放課後等デイサービス事業所において「身近な地域で質の高い療育の提供」を推進します。	□障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域における生活の充実に向けて、「地域療育センター」において各種サービスの利用支援を行うとともに、家庭や保育所・幼稚園、学校等の関係機関に対する療育機能の充実に取り組みます。	■共通の取組として、待機期間の短縮や相談実績の増加を目的に、児童精神科医師の増員、心理職の増員、予約管理の徹底、初回面接・診察を同日に行うことなどを、各々、実施しました。 ■個別の取組として、重症心身障害児が利用できる放課後等デイサービス事業の開始、高等学校との合築施設を活用した相互交流、月2回の土曜日の開所・通園時間の延長等を実施しました。	□障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域における生活の充実に向けて、「地域療育センター」において各種サービスの利用支援を行うとともに、家庭や保育所・幼稚園、学校等の関係機関に対する療育機能の充実に取り組みます。	■地域療育センター共通の取組として、待機期間の短縮や相談実績の増加を目的に、専門職員配置の見直し、予約管理の徹底等を実施しました。また、併行通園児童の支援のため、地域の保育所等関係機関との連携を密に行いました。各地域療育センター個別の取組として、訪問による療育、重症心身障害児を対象とした訪問リハビリの実施、高等学校との合築施設を活用した相互交流、月2回の土曜日の開所・通園時間の延長、学齢期相談の拡充等を実施しました。	□地域療育センター通園による支援に加え、保育所等関係機関との積極的な連携を行っています。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	本市独自のガイドラインを策定するなど、質の高い放課後等デイサービスの提供のための取組を推進します。
109	障害児入所施設事業	福祉型障害児入所施設の安定した運営、及び年齢超過者の障害者支援施設やグループホーム等への移行を促進します。また、医療型障害児入所施設における入所支援を提供します。短期入所による在宅支援について、障害者施策と連携し事業の充実に努めます。	□障害児・者とその家族の在宅生活の支援や将来の自立生活に向けた経験を蓄積するため、障害者支援施策と連携しながら、短期入所サービスの充実に努めます。	■障害のあるお子さんに対し、介護を行う方の疾病などにより一時的に家庭の介護が困難な場合に、短期間、障害児施設等において宿泊を伴う介護等の支援を行う「短期入所サービス」を実施しました。(事業者数:9か所)	□障害児・者とその家族の在宅生活の支援や将来の自立生活に向けた経験を蓄積するため、障害者支援施策と連携しながら、短期入所サービスの充実に努めます。	■障害のある子どもに対し、介護を行う方の疾病などにより一時的に家庭の介護が困難な場合に、短期間、障害児施設等において宿泊を伴う介護等の支援を行う「短期入所サービス」を実施しました。(事業者数:9か所)	□福祉型障害児入所施設の安定した運営、及び年齢超過者の障害者支援施設やグループホーム等への移行を促進しています。 □医療型障害児入所施設における入所支援を提供しています。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹のための学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加等、在宅生活をする上での様々な場面や、子どもが将来の自立生活に向けた経験を蓄積するための短期入所サービスを提供します。
110	特別支援教育推進事業	共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システム注の構築や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の整備、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学相談や保護者支援のあり方を検討します。	/	/	□市立高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会を開催し、支援人材や関係機関との連携等について検討します。 □こども心理ケアセンターに入所している子どもの教育の場を開設します。 □医療的ケア児への支援の充実に努めます。	■H27から7回開催した検討会の報告書を作成し市立学校に配布しました。高等学校の特別支援の現状を周知し、体制の充実につなげました。 ■こども心理ケアセンターに井田小・井田中分教室を開設し、年2回連絡会を開催して円滑な運営に努めました。 ■看護師の巡回による医療的ケアを週2回に拡充しました。	通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の環境整備や特別支援教育研修の充実を図り、それぞれの専門性の確保に努めました。障害者差別解消法の施行を受け、本人・保護者の意見を尊重し、必要な支援等の合意形成に向けた相談を進めました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校の支援を進めます。 医療的ケアが必要な児童生徒に対し、児童生徒の実情に合わせた支援の実施を促進します。 一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のため、小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの適切な配置を進めます。早期からの一貫した教育支援を促進するため、教育支援会議の適切な運用等を通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談・支援の実施を図ります。
111	(仮称)子ども・若者プラン策定事業	(仮称)子ども・若者プランを2015(平成27)年度に策定し、全ての青少年に対する施策を総合的に推進します。学齢期以降の青少年の施策推進に向けては、学校教育・精神保健・就労支援の施策分野との緊密な連携が重要であり、これらの分野との整合・連携のあり方について、位置づけを明確にします。	□地域の関係機関等が連携し、支援が必要な子ども・若者を相談機関等につなげるようなくみづくりを進めるとともに、地域の中で、子ども・若者が社会参加できる場・機会の創出に向けて多様な主体と連携した取組を推進します。	■「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本市が目指す子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す「子ども・若者ビジョン」を平成28年3月に策定しました。また、不登校・ひきこもり・学校関係・家庭問題・障害・仕事関係などさまざまな問題を抱えている、子ども・若者及びその家族がどこに相談に行ったらよいかわかるように、主な相談内容ごと川崎市内の相談機関をまとめた「かわさきサポートブック」を作成、配布しました。	□地域の関係機関等が連携し、支援が必要な子ども・若者を相談機関等につなげるようなくみづくりを進めるとともに、地域の中で、子ども・若者が社会参加できる場・機会の創出に向けて多様な主体と連携した取組を推進します。	■「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本市が目指す子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す「子ども・若者ビジョン」に基づく取組を進めるとともに、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。	全ての子ども・若者の健やかな成長と将来の自立に向けて、「子どもの貧困」が大きな課題となっています。本市の子ども・若者とその家庭の生活実態を把握し、効果的な施策を推進していくことを目的として、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	平成29年8月に取りまとめた「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果を踏まえ、保健・福祉・教育・雇用などの関連施策と調整を図り、子ども・若者施策を総合的に推進していきます。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
112	ひきこもり等児童福祉対策事業	地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、問題を抱えて引きこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。			□不登校・ひきこもりへの支援として、年齢の近い若者による支援を行います。	■不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に119人、集団支援活動に64人の子どもの若者が参加しました。	平成26年度からNPO法人に委託し、実施している事業であり、児童相談所が関わっている児童等で不登校・ひきこもりへの支援として、個別支援活動、及び集団支援活動を実施しました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	地域で若者の支援を行っているNPO法人と児童相談所が連携し、問題を抱えて引きこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。
113	課題を抱える子ども・若者への支援体制の確立	課題を抱える子ども・若者を支援する行政機関や関係機関・団体が連携し、効果的な支援を進めるための体制づくりを進めます。			□保健・福祉・教育など、子ども・若者の相談を実施している機関において、相互の連携を図るとともに、相談の充実を図ります。	■子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた子ども・若者の相談機関等のネットワークの構築に向けて、検討を行いました。	課題を抱える子ども・若者を支援する庁内の関係機関・関係部署間における情報共有を図るとともに、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた子ども・若者の相談機関等のネットワークの構築に向けて、検討を行いました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組みとともに、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを推進します。
114	フリースペースえんの運営	さまざまな事情により、学校や家庭に居場所のない子ども・若者が安心して過ごせる場として「フリースペースえん」を運営し支援します。			□学校の中に居場所が見出せない子ども等が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを旨として「フリースペースえん」を運営し、一人ひとりのニーズ合わせた学習支援や体験講座等を実施します。	■一人ひとりのニーズ合わせた個別学習等の支援や、野外活動や料理、工作などの体験型事業の実施等により、子どもが安心して過ごし、豊かな人間関係を育む居場所を提供しました。(登録者数131人)	フリースペースの利用者数は増加の傾向にあり、18歳以上のひきこもり傾向の若者も受け入れるなど、課題を抱える多くの子ども等の支援や居場所づくりの取組を進めました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	学校の中に居場所が見出せない子ども等が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを旨として「フリースペースえん」を運営し、一人ひとりのニーズ合わせた学習支援や体験講座等を実施します。
115	若年者職業自立支援事業	厚生労働省の「若者サポートステーション事業」を運営法人と協働運営し、15～39歳の若年無業者等を対象に職業的自立に向けた個別・継続的な支援を行います。また、保護者への子どもの自立に関する相談・セミナーの実施や、市内高等学校等との連携による中退防止や無業化の未然防止等を行います。			□コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)を運営し、若年無業者等を対象に職業的自立に向けた支援を行います。	■若年無業者等に対する個別相談、セミナー、職業・職場体験を実施しました。 ■若年無業者等の家族に対する支援セミナーを実施しました。 ■高校と連携し、在校生への啓発や教諭との情報共有を図りました。	厚労省事業「若者サポートステーション事業」に本市の独自事業を加え、若年者の職業的自立に向けた総合的な支援に取り組みました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	厚生労働省の「若者サポートステーション事業」を運営法人と協働運営し、15～39歳の若年無業者等を対象に職業的自立に向けた個別・継続的な支援を行います。また、保護者への子どもの自立に関する相談・セミナーの実施や、市内高等学校等との連携による中退防止や無業化の未然防止等を行います。
116	児童生徒指導・相談業務	スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題だけでなく、子どもの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区1名配置し、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携により問題の解決を図ります。			□スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校、高等学校に派遣し、各学校の様々な相談に応じます。また、各区に1名以上のスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携して、子どもが置かれている環境の調整を行います。	■カウンセラーを配置、派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、問題の未然防止、早期解決に努めました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。また、各区に配置したスクールソーシャルワーカーと、地域まもり支援センターや児童相談所、医療機関等とが連携し、課題の解決を図りました。	市立中学校全校へスクールカウンセラーを配置、市立小学校・特別支援学校・高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣を行い、各校における相談体制の充実にも努めました。また、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携しながら課題の解決に努めました。	I	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・特別支援学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題だけでなく、子どもの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に1名以上配置し、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携により問題の解決を図ります。
117	児童虐待対策推進事業	年々増加する児童虐待相談通告件数や複雑・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、関係機関との連携強化、職員の資質向上のための研修の実践、人材の育成等、児童虐待対策を推進します。			□支援が必要な児童への対応を適切に行うため、児童相談所や区役所地域まもり支援センター職員の資質向上を図ります。	■児童相談所及び区役所の新人・新任研修をはじめ、専門的な研修を実施するなど資質向上に向けた研修を実施しました。また、平成28年の児童福祉法改正に基づく義務研修実施の準備を進めました。	児童相談所及び区役所の新人・新任研修をはじめ、専門的な研修を実施するなど資質向上に向けた研修を実施しました。また、平成28年の児童福祉法改正に基づく義務研修実施の準備を進めました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	年々増加する児童虐待相談通告件数や複雑・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、関係機関との連携強化、職員の資質向上のための研修の実践、人材の育成等、児童虐待対策を推進します。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
118	要保護児童対策地域協議会の運営	児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童等を支援するための必要な情報交換、普及啓発、研修等を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行います。	□要保護児童対策地域協議会における要保護児童等へのきめ細やかな情報共有と個別支援の充実を図るとともに、地域の関係機関との協働による「地域見守りネットワーク」事業を推進します。	■各区の「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童等の早期発見やその適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童等に関する情報や考え方を共有、適切な連携の下でその対応に努めました。(開催回数:373回)	□要保護児童対策地域協議会における要保護児童等へのきめ細やかな情報共有と個別支援の充実を図るとともに、地域の関係機関との協働による「地域見守りネットワーク」事業を推進します。	■各区の「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童等の早期発見やその適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、連携した対応に努めました。(開催回数:425回)	各区の「要保護児童対策地域協議会」における要保護児童等の早期発見や適切な対応が図られるよう、関係機関、関係団体などが要保護児童等に関する情報や考え方を共有し適切な連携における対応を図るための場である個別支援会議を円滑に実施しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童対策地域協議会における要保護児童等のきめ細やかな情報の共有と個別支援の充実を図るとともに、地域の関係機関との協働による「地域見守りネットワーク」事業を推進します。
119	オレンジリボンキャンペーン実施事業	条例第13条に規定されている11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止は社会全体で取り組むべき課題であることを広く市民に周知するために、広報啓発活動を実施します。			□11月の全国児童虐待防止推進月間を中心に、区民祭等における広報啓発活動を実施します。	■児童虐待防止推進月間を中心に、区民祭等において広報啓発活動を実施しました。(開催回数:21回) また、初の試みとして「オレンジリボン・ファミリーカップ(フットサル大会)」を実施しました。	児童虐待防止推進月間を中心とした広報啓発活動を平成27年度は14回、平成28年度は21回実施するとともに、初の試みであるフットサル大会を実施するなど広く広報啓発活動を実施しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	子どもを虐待から守る条例第13条に規定されている11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待は社会全体で取り組むべき課題であることを、広く市民に周知するため、区民祭等における広報啓発活動を実施します。
120	児童家庭支援センターの運営	児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設として、子どもや家庭の悩みについて、区役所や児童相談所と連携しながら地域における相談支援機関として対応します。			□区役所や児童相談所と連携しながら、地域における身近な相談支援機関として、地域の子どもやその家庭への支援を行う児童家庭支援センターを拡充します。	■区役所や児童相談所と連携した地域において子どもやその家庭への支援を行う児童家庭支援センターを、児童養護施設2か所(中原区、宮前区)の建替に合わせて新たに開設し、既存の4箇所と併せて6箇所となりました。	実施施設が平成27年度には3か所から4か所に、平成28年度には4か所から6か所に増やすことができました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設である、市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携しながら、地域における身近な相談支援機関として、地域の子どもやその家庭への支援を実施します。
121	地域見守りネットワーク事業	児童虐待の早期発見のため、「川崎市地域見守りネットワーク」を活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。			□児童虐待の早期発見のため、「川崎市地域見守りネットワーク」に参画し民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。	■地域見守りネットワークの強化により地域における児童虐待等の家庭の早期発見を推進しました。	地域見守りネットワークの強化により地域における児童虐待等の家庭の早期発見を推進しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	児童虐待の早期発見のため、「川崎市地域見守りネットワーク」に参画し民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。
122	DV相談支援センター機能の整備	保健福祉センター等の相談・支援機能、こども本部の所管部署における連絡・調整機能及び企画・立案機能、新たに整備する総合的な窓口機能を合わせて川崎市DV相談支援センター機能と位置づけ、その役割を果たすとともに、広く周知していきます。	□DV相談・支援の専門性の向上のため、相談・支援に携わる行政職員等に対する研修会等を開催します。	■区役所保健福祉センターを中心に、DVの被害状況や子どもの状況把握に努めるとともに、被害者の自立に向け住居確保支援や各種制度手続き支援などを実施しました。また、相談・支援の専門性向上のため、行政職員等に対する研修会等を実施しました。(研修会8回、参加者数119人)	□DV相談・支援の専門性の向上のため、相談・支援に携わる行政職員等に対する研修会等を開催します。またDV相談支援センターを開設し、相談・支援の充実を図ります。	■区役所保健福祉センターを中心に、DVの被害状況や子どもの状況把握に努めるとともに、被害者の自立に向け住居確保支援や各種制度手続き支援などを実施しました。また、相談・支援の専門性向上のため、行政職員等に対する研修会等を実施しました。(研修会8回、参加者数217人)	区役所保健福祉センターを中心に、DVの被害状況や子どもの状況把握に努めるとともに、被害者の自立に向け住居確保支援や各種制度手続き支援などを実施しました。平成28年5月には川崎市DV相談支援センター(電話相談)を開設し、DV相談支援体制の充実を図りました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	保健福祉センター等の相談・支援機能、DV相談支援センター、こども未来局の所管部署における連絡・調整機能及び企画・立案機能を合わせて川崎市DV相談支援センター機能と位置づけ、その役割を果たすとともに、広く周知していきます。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
123	民間団体等支援事業	被害者の自立支援に向けて、民間団体等との連携を充実します。	<p>□暴力防止への理解を広く市民に促すため、DV防止の意識啓発を進めるとともに、各種DV関連講座やセミナー等を開催するなどDVを許さない社会づくりを進めます。</p>	<p>■DV防止の意識啓発に向け、「成人の日を祝うつどい」パンフレットへの防止啓発広告の掲載や、関係機関等と連携した市立高校、専門学校、大学等に対するデートDV予防啓発講座・ワークショップの実施など、広く市民への啓発を進めました。(講座・ワークショップ計8回、参加者数1,299人)</p>	<p>□被害者の自立支援に向けて、民間団体等との連携を充実します。</p>	<p>■神奈川県及び3政令市で定期的な連絡会を開催しました。また、本市においても、民間団体を含めた関係機関による会議を開催しました。 ■市内民間団体に対する支援を行いました。</p>	<p>神奈川県及び3政令市協働による連絡会を開催し、被害者の自立支援に向けた取組を実施しました。また、市内民間団体に対し支援を行い、健全な運営に基づく女性の保護事業を推進しました。</p>	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	被害者の自立支援に向けて、民間団体等との連携を充実します。
124	暴力を許さない教育の推進	暴力を許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関する教育の一層の推進を図ります。			<p>□川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づきDV予防に向けた取組を推進します。(市民文化) □子どもが暴力や権利侵害から身を守る方法を身につける参加型学習へ年間を通じて講師派遣を実施します。(教育) □人権尊重教育推進担当者会議などの教職員研修の場を活用し、教職員の意識普及を図ります。(教育)</p>	<p>■DVやデートDV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」パンフレットへの啓発広告の掲載や、関係機関等と連携した市立高校、専門学校、大学に対するデートDV予防啓発ワークショップを実施するなど、広く市民への啓発を進めました(ワークショップ計7回、参加者数433人)(市民文化) ■参加型学習を小学校32校、中学校4校の合計36校で実施しました。また、子ども達が学習を通じて、具体的な権利侵害への対処方法を学ぶことができました。(教育) ■教職員を対象とした研修を通じて、暴力は許されないといった意識を深めました。(教育)</p>	<p>暴力防止への理解を広く市民に促すため、さまざまな機会を捉えて若年層への啓発を行いました。(市民文化) 参加型学習の対象学年を小学校2～4年生までとしていましたが、平成27年度に試験的に中学校1校で、平成28年度も継続して中学校で実施し、対象校を拡大しました。(教育)</p>	I	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づきDV防止に向けた取組を推進します。 年間を通じて、子どもが暴力や権利侵害から身を守る方法を身につける参加型学習を行う講師を学校に派遣します。 人権尊重教育推進担当者研修などの教職員研修の場を活用し、教職員の意識普及を図ります。

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 中間評価シート」

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

● 中間年度における評価と平成30年度、平成31年度の主な取組内容										
No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性		平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
125	健康リビング推進事業	住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。			<p>□住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。</p>	<p>■市民からの相談等に対し、解決のための助言を行い、必要に応じて簡易検査等を実施しました。</p> <p>■両親学級(H28参加者数: 2472人)等で乳幼児の健康上の危害の発生防止や、居住環境等に関する衛生教育を行いました。</p> <p>■衛生教育で使用する冊子「赤ちゃん安全・快適に暮らせる住まいづくり」を改訂し、「あかちゃんスマイル・すまい」を作成しました。</p>	住居内における健康上の危害の発生防止や、快適で安全な居住環境の確保を支援するため、啓発のための冊子の作成や、啓発活動、相談に応じたの助言や住まいの簡易検査等を行いました。	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	地域包括ケアシステムを推進するため、衛生的な住まい方に関する支援を実施することで、健康で快適な生活環境を確保し、健康リビング推進事業の充実を図ります。
126	公的賃貸住宅の供給	既存の市営住宅や、良質なファミリー向け住宅である特定優良賃貸住宅等を子育て世帯に供給します。			<p>□市営住宅募集における優遇倍率の適用及び収入基準の緩和の実施及び若年世帯向け戸の募集を引き続き行いました。また、特定優良賃貸住宅の事業者へ、家賃負担を軽減する費用を補助し、中堅所得者層向け住宅の供給を促進しました。</p>	<p>■若年世帯向け戸の募集戸数 89戸</p> <p>■特定優良賃貸住宅の管理戸数 1671戸</p>	計画的に推進しました。			
127	子育て等あんしんマンションの認定	子育てに適した居住環境を整えるため、子育て等あんしんマンションを認定します。			<p>□子育て世帯等が安心して暮らすことができる居住環境を整え、住民間のコミュニティの醸成を図るため、子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定します。</p>	<p>■子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定しました。新規認定1件(417戸)、再認定1件(361戸)。</p>	累計認定 9件 3013戸	II	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	子育て世帯等が安心して暮らすことができる居住環境を整え、住民間のコミュニティの醸成を図るため、子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定します。
128	福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「川崎市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物等の整備を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。			<p>□条例に基づく事前協議における指導・助言等を実施します。</p> <p>□条例の周知や適合率向上を目的とした普及啓発活動を行います。</p>	<p>■条例に基づく事前協議における指導・助言等を実施しました。(年: 272件)</p> <p>■神奈川県・横浜市と共催する建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会を開催しました。(参加者数 47名)</p>	<p>・計画的に推進しました。</p> <p>・今後、福祉のまちづくりの更なる推進に向けて、福祉のまちづくり条例の適合率をより向上させる必要があります。</p>			

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
129	バリアフリーのまちづくりの推進	鉄道駅を中心とした一体的なバリアフリーのまちづくりを推進します。	<p>□子どもを連れた親子から高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、公共機関や歩行空間などのバリアフリー化を進めるとともに、公共的な施設のバリアフリー化にも努めます。</p>	<p>■子どもを連れた親子から高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、駅や道路、歩行空間などのバリアフリー化に向けた取組を推進するとともに、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化を促進しました。</p>	<p>□子どもを連れた親子から高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、公共機関や歩行空間などのバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想の改定を行い、事業者等にバリアフリー化を働きかけていきます。また、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化に努めます。</p>	<p>■溝口駅周辺地区のバリアフリー基本構想の改定を行い、事業者等にバリアフリー化を働きかけました。また、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化を促進しました。</p>	<p>・計画的に推進しました。</p>	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	<p>子どもを連れた親子から高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、公共機関や歩行空間などのバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等を基に、事業者等にバリアフリー化を働きかけていきます。また、川崎市内の公共施設や商業施設などのバリアフリー情報を収集し、平成24年3月に作成した「川崎市バリアフリーマップ」を更新します。 □福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化に努めます。</p>
誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合(単位:%)P.21									
			27年度目標	-	28年度目標	-	29年度目標	49.3以上	
			27年度実績	49.1	28年度実績	46.1			
130	歩行空間の整備	バリアフリー基本構想及び推進構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。			<p>□高齢者や障がい者等の移動の円滑化を目的とした点字ブロック設置や歩道の勾配改善等を実施します。</p>	<p>■4地区(京急大師線沿線地区、JR南武支線沿線地区、梶が谷・宮崎台駅周辺地区、中野島・稲田堤駅周辺地区)において点字ブロック設置や歩道の勾配改善等バリアフリー化を実施しました。</p>	<p>平成27年度(5地区)と平成28年度(4地区)に実施した地区において点字ブロック設置や歩道の勾配改善等バリアフリー化を実施しました。</p>	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	<p>高齢者や障がい者等の移動の円滑化を目的とした点字ブロック設置や歩道の勾配改善等を実施します。</p>
131	道路の整備	安全で快適な利用に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め、交通安全対策を推進します。			<p>□通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図ります。</p>	<p>■安全で快適な地域の交通環境の改善を図るため、用地買収を進めるとともに、生活道路の拡幅、交差点の改良による道路の拡幅整備を実施しました。</p>	<p>用地買収の実施、生活道路の拡幅、交差点の改良により安全で快適な利用に配慮した道路の整備を進め、交通安全対策を順次行っています。</p>	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	<p>通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図ります。</p>
132	街区公園の整備	子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。			<p>□身近な公園の整備を進めます。</p>	<p>■(仮称)梶ヶ谷6丁目公園の整備に着手しました。</p>	<p>街区公園などの身近な公園の整備を推進しました。</p>	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	<p>身近な公園の整備を推進します。</p>
133	大規模公園等の整備	里山の自然的環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。			<p>□生田緑地の整備を進めます。</p>	<p>■生田緑地西口広場の整備を行いました。</p>	<p>大規模公園緑地づくりを推進しました。</p>	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	<p>大規模公園緑地づくりを推進します。</p>
134	リフレッシュパーク事業の推進	老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。			<p>□小田公園のリフレッシュパーク事業を推進します。</p>	<p>■小田公園の野球場及び園路広場の改修を行いました。</p>	<p>リフレッシュパーク事業を推進しました。</p>	<p>I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止</p>	<p>リフレッシュパーク事業を推進します。</p>

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況		評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容		
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果						
135	交通安全市民総ぐるみ運動事業	市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し交通安全市民総ぐるみ運動を推進します。	<p>□交通安全運動や交通安全教育等を通じて、交通安全についての広報・啓発活動を行い、市民総ぐるみによる交通事故のない安全な地域づくりを進めるため、幼児、小・中・高校生への交通安全教室を実施するとともに、児童の登下校時の安全確保のための「スクールゾーン路面表示」や「電柱巻付表示」を設置しました。</p>	<p>■各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動を実施するとともに、幼児、小・中・高校生への交通安全教室の実施や児童の登下校時の安全確保のため、「スクールゾーン路面表示」や「電柱巻付表示」を設置しました。</p>	<p>□交通安全運動や交通安全教育等を通じて、交通安全についての広報・啓発活動を行い、市民総ぐるみによる交通事故のない安全な地域づくりを進めるため、幼児、小・中・高校生への交通安全教室を実施するとともに、児童の登下校時の安全確保に向けた通学路の安全対策を実施します。</p>	<p>■各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動を実施するとともに、幼児、小・中・高校生への交通安全教室の実施や児童の登下校時の安全確保のための「スクールゾーン路面表示」や「電柱巻付表示」を設置しました。交通安全イベント等を開催し、児童の交通安全意識の高揚を図りました。</p>	交通安全教室は、平成27年度463回、平成28年度460回実施をしました。スクールゾーン対策では、路面表示を平成27年度69箇所、平成28年度50箇所、電柱巻付表示は、平成27年度750箇所、平成28年度822箇所設置をしました。また、交通安全イベントでは、フロンターレとコラボし、2000人以上が参加者をしました。		I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	交通安全運動や交通安全教育等を通じて、交通安全についての広報・啓発活動を行い、市民総ぐるみによる交通事故のない安全な地域づくりを進めるため、幼児、小・中・高校生への交通安全教室を実施するとともに、児童の登下校時の安全確保に向けた通学路の安全対策を実施します。		
			交通事故発生件数(神奈川県警察交通年鑑)(単位:件)P.21								29年度目標	3,500以下
			27年度目標	-	28年度目標	-	27年度実績	3,328			28年度実績	3,216
136	交通安全教育事業	幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。	/	/	<p>□交通安全教室では、幼児を対象として「歩行教室」、小学校1年生を対象として「歩行教室」、小学校3年生を対象として「自転車の安全な乗り方教室」、中学生・高校生を中心として「スクエアドストレイト方式交通安全教室」を実施します。</p>	<p>■川崎市交通安全協会や、警察署と連携を行い、対象者の目線に合った交通安全教室を開催しました。</p>	小学生向け交通安全教室は、平成27年度463回、平成28年度は460回実施しました。また、スクエアドストレイト方式交通安全教室は、平成27年度19回、平成28年度23回開催いたしました。		I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	交通安全教室では、幼児を対象として「歩行教室」、小学校1年生を対象として「歩行教室」、小学校3年生を対象として「自転車の安全な乗り方教室」、中学生・高校生を中心として「スクエアドストレイト方式交通安全教室」を実施します。		
			交通安全教室の開催回数(単位:回)P.21								29年度目標	490以上
			27年度目標	-	28年度目標	490以上	27年度実績	463			28年度実績	460
137	スクールゾーン対策事業	子どもの登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径500mのスクールゾーン内に路面標示、電柱巻付標示を設置し、交通事故防止を図ります。	/	/	<p>□学校と調整を行いながら、「通学路」の電柱巻付表示や「スクールゾーン」の路面表示を設置します。</p>	<p>■電柱巻付表示は、対象校が5年おきの輪番制となっており、対象の17校に設置をしました。また、スクールゾーンは、各区内の学校の要望を調整して設置をしました。</p>	スクールゾーン対策として、路面表示を平成27年度69箇所、平成28年度50箇所、電柱巻付表示は、平成27年度750箇所、平成28年度822箇所それぞれ設置をしました。		I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	学校と調整を行いながら、「通学路」の電柱巻付表示や「スクールゾーン」の路面表示を設置します。		
			「スクールゾーン路面表示」等の設置件数(単位:件)P.21								29年度目標	「路面表示」50以上 「電柱巻付表示」750
			27年度目標	-	28年度目標	「路面表示」50以上 「電柱巻付表示」850	27年度実績	「路面表示」69 「電柱巻付表示」750			28年度実績	「路面表示」50 「電柱巻付表示」822

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果			
138	乳幼児健康診査などの母子保健事業	子どもの事故防止に関する知識や安全対策の必要性について、母子健康手帳や両親学級テキストへの掲載、両親学級での講話、乳幼児健康診査でのリーフレットの配布などにより、普及啓発を推進します。	□1歳から9歳までの死亡原因として「不慮の事故」が多い中、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故防止の認識を深めることが重要であり、保護者や家庭への普及啓発を図ります。	■両親学級や乳幼児健康診査などの機会を通して、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故事例やその防止法、安全チェック事項、家庭でできる応急手当などについて、リーフレット等による普及啓発を実施しました。	□1歳から9歳までの死亡原因として「不慮の事故」が多い中、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故防止の認識を深めることが重要であり、保護者や家庭への普及啓発を図ります。	■両親学級や乳幼児健康診査などの機会を通して、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故事例やその防止法、安全チェック事項、家庭でできる応急手当などについて、リーフレット等による普及啓発を実施しました。	子どもの事故防止に関する知識や安全対策の必要性について、母子健康手帳や両親学級テキストへの掲載、両親学級での講話、乳幼児健康診査でのリーフレットの配布などにより、普及啓発を推進しました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	1歳から9歳までの死亡原因として「不慮の事故」が多い中、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故防止の認識を深めることが重要であり、保護者や家庭への普及啓発を図ります。
139	食の安全推進事業	「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等の監視指導や食品等の検査を行い、その結果を公表するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及のため、衛生教育などの啓発活動を行います。			□「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等の監視指導や食品等の検査を行い、結果を公表します。 □食品衛生に関する正しい知識の普及のため、啓発活動を行います。	■食品営業施設等の監視指導、食品等の検査、衛生教育等を実施することにより、食品の安全性の確保を図り、結果を公表しました。(食品関係施設への監視指導実施率96.3%)	食品営業施設等の監視指導、食品等の検査、衛生教育等を実施することにより、食品の安全性の確保を図りました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	引き続き「食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導等を実施します。
140	「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」による非行防止等の取組の推進	行政、青少年育成団体、関係機関、民間企業等が一体となって、市内各小学校区(地域によっては中学校区)で実施している「子ども110番」の協力店舗・家庭の拡大を図るとともに、区ごとの情報交換会を開催し、実施主体同士の情報共有や取組事例等についての情報交換を行い、子どもを地域で見守る体制を支援します。また、非行防止や子どもを巻き込む犯罪防止等の啓発活動を進めていきます。	□子どもを地域で見守る体制を支援するため、行政、青少年育成団体、関係機関、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」が、PTA等が主体となって地域で実施している「子ども110番」活動を支援するとともに、地域の中で子どもを見守り健全育成を進める青少年指導員活動を支援します。	■「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」が、学区単位で実施している「子ども110番」事業を、ステッカーの提供や協力施設の保険料負担等により支援し、「子ども110番」の協力店舗の拡大を図るとともに、区ごとに情報交換会を実施しました。また、地域の中で子どもを見守り健全育成を進める青少年指導員活動の資質向上のための研修会等の開催や区青少年指導員連絡協議会への支援を実施しました。	□行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「子ども110番」事業を支援することと、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。	■「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「子ども110番」事業に対し、ステッカーの啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担等の支援を行うとともに、各区で情報交換会を実施しました。また、7月、11月の強調月間では、川崎フロンパークやJR武蔵溝ノ口駅ペDESTリアンデッキにおいてキャンペーン活動を実施しました。	行政、青少年関係団体、民間企業等が協力し、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、各種の取組を行うことで、子どもを地域で見守る体制づくりの推進や、市民意識の醸成を図ることができました。	II I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「子ども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、より効果的な啓発活動の検討を行う等、効果的な手法を検討しながら、市民意識の醸成を図ります。
141	青少年指導員活動への支援(22の再掲)	地域における青少年の健全育成の推進を担うことを目的として設置している青少年指導員に対し、区青少年指導員連絡協議会の活動に対する支援や、青少年指導員の資質向上のための研修を開催するなど、青少年にとって望ましい育成環境づくりを推進します。			□青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	■青少年指導員連絡協議会に対する助成や動画配信等の広報を行い、声掛けハトロール等の青少年指導員活動に対する支援を充実させることができました。また、青少年指導員に対する研修事業を市及び区ごとに実施し、指導員の資質向上を図ることができました。	青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図ることで、青少年の健全な育成環境づくりを推進することができました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
142	子どもが安全にインターネットを利用できる環境づくり	九都県市、四県市と連携しながら、インターネットを利用した青少年を巻き込む犯罪の未然防止や、安全なインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等に関する啓発を進めます。取組を進めるにあたっては、教育委員会など関係部署と連携しながら進めていきます。			□九都県市で構成される「九都県市青少年行政主管課長会議」において、インターネットを利用した青少年を巻き込む犯罪の未然防止や、安全なインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等に関する啓発を進めます。	■九都県市合同で、正しいメディア利用方法等に関する啓発ポスターを作成し、市内関係機関等に周知しました。その他、内閣府等からの各種注意喚起についても、関係機関等に情報提供を行いました。	青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、一助を担うことができました。	I I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止	九都県市で構成される「九都県市青少年行政主管課長会議」において、インターネットを利用した青少年を巻き込む犯罪の未然防止や、安全なインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等に関する啓発を進めます。

No	事業名	平成31年度までの主な取組	平成27年度		平成28年度		平成27、28年度の進捗状況	評価・今後の方向性	平成30、31年度の主な取組内容	
			主な取組内容	主な取組内容の実績や効果	主な取組内容	主な取組内容の実績や効果				
143	「川崎市学校警察連絡協議会」による取組の推進	<p>川崎の学校と警察、児童相談所等が相互理解の推進と緊密な連携を図って全市的な児童生徒の安全と非行防止について研究協議し、その健全な育成を図ることを目的として次の事業を行います。</p> <p>ア 全市的な少年非行等に関する情報の収集と交換</p> <p>イ 全市的な少年非行等の防止対策の研究と活動</p> <p>ウ 全市的な児童生徒の健全育成のための環境浄化対策の研究</p> <p>エ 全市的な児童生徒の校外生徒指導についての研究</p> <p>オ その他</p>	<p>□学校と警察、児童相談所等が相互理解と緊密な連携を図りながら、児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」による取組を推進します。</p> <p>児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、各学校及び教育委員会と警察とが「学校警察連携制度」の運用を開始し、児童生徒に関する情報を共有しながら相互連携を図り、児童生徒への支援や指導を行うように努めます。</p>	<p>■児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」において、少年非行等に関する情報の収集と交換、防止対策の研究と活動、児童生徒の校外生徒指導についての研修等に取り組みしました。</p> <p>児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために「学校警察連携制度」を運用し、情報連携を図りながら児童生徒への支援や指導を実施しました。</p>	<p>□学校と警察、児童相談所等が相互理解と緊密な連携を図りながら、児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」による取組を推進します。</p> <p>児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、各学校及び教育委員会と警察とが「学校警察連携制度」を活用し、児童生徒に関する情報を共有しながら相互連携を図り、児童生徒への支援や指導を行うように努めます。</p>	<p>■児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」において、少年非行等に関する情報の収集と交換、防止対策の研究と活動、児童生徒の校外生徒指導についての研修等に取り組みしました。児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために「学校警察連携制度」を活用し、情報連携を図りながら児童生徒への支援や指導を実施しました。</p>	児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」において、少年非行等に関する情報の収集と交換、防止対策の研究と活動、児童生徒の校外生徒指導についての研修等に取り組みしました。	I	<p>I. 現状のまま継続</p> <p>II. 改善しながら継続</p> <p>III. 事業規模拡大</p> <p>IV. 事業規模縮小</p> <p>V. 事業廃止</p>	<p>学校と警察、児童相談所等が相互理解と緊密な連携を図りながら、児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」による取組を推進します。児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、各学校及び教育委員会と警察とが「学校警察連携制度」を活用し、児童生徒に関する情報を共有しながら相互連携を図り、児童生徒への支援や指導を行うように努めます。</p>